平成 28 年第４回阿武町議会定例会　会議録

第　１　号

平成 28 年 12 月８日（木曜日）

開　会　９時 00 分　～　閉　会　14 時 48 分

議事日程

開会　　平成28年12月８日（木）午前９時00分

開会の宣告

議長諸般の報告

町長あいさつ

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　一般質問

日程第４　議案第１号　阿武町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

日程第５　議案第２号　町長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

日程第６　議案第３号　阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第７　議案第４号　阿武町税条例等の一部を改正する条例

日程第８　議案第５号　物品売買契約の締結について

日程第９　発議第１号　地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

日程第10　議案第６号　平成28年度阿武町一般会計補正予算（第３回）

日程第11　議案第７号　平成28年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第２回）

日程第12　議案第８号　平成28年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第２回）

日程第13　議案第９号　平成28年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第２回）

日程第14　議案第10号　平成28年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算（第２回）

日程第15　議案第１号から議案第10号並びに発議第１号を委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（8名）

１番	長　嶺　吉　家
２番	小　田　高　正
３番	白　松　博　之
４番	中　野　祥 太 郎
５番	西　村　良　子
６番	田　中　敏　雄
７番	小　田　達　雄
８番	末　若　憲　二

欠席議員　なし

説明のため出席したもの

町長	中　村　秀　明
教育長	小　田　武　之
総務課長	中　野　貴　夫
民生課長	梅　田　　晃
住民課長	工　藤　茂　篤
経済課長	野　原　　淳

施設課長	田　中　達　治
教育委員会事務局長	金　田　浩　祐
会計管理者	三　好　由 美 子
福賀支所長	小　野　裕　史
宇田郷支所長	近　藤　　進

欠席参与　　**なし**

事務局職員出席者

議会事務局長	藤　田　康　志
議会書記	茂　刈　立　也

開会　午前９時00分

開会の宣告

○議長（末若憲二）　全員ご起立をお願いいします。互礼を交わします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今年も12月に入りまして、残すところあと20日ばかりとなりました。昨日の12月７日は二十四節季の大雪でありました。山だけでなく平地にも降雪がある時期と言われております。今年の冬は雪が多くなるとも言われており、天候も昨日からぐっと冷え込んでまいりました。皆様方には体調管理に気をつけて過ごしていただきたいと思います。

また、本日12月８日は75年前に旧日本軍によるハワイ真珠湾攻撃が起こり、日本とアメリカが戦争へと突入した日でもあります。安倍総理は、今月26・27にハワイを訪問し、アリゾナ記念館でオバマ大統領と揃って献花し、犠牲者を追悼されるとのことです。平和のメッセージを世界に向け強く発信して欲しいと思っております。

一方、それより早く15日には、ロシアのプーチン大統領との首脳会談が長門市で開かれます。「共同経済活動」の話しが進められると報道がありますが、北方領土返還のため平和条約締結に少しでも前進することを期待しているところです。

国内では、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催費用が膨らみ、協議会場の見直しなど多くの課題が残っております。2024年のオリンピックに立候補していた都市が立候補を取りやめるなど、オリンピックのスポーツと平和の祭典というオリンピズムの精神から、少し外れてきているのではと思いま

す。

話しは変わりますが、今年の秋以降台風の影響などで全国的に野菜が高騰しております。町内でも３地区のふるさと祭りで野菜が飛ぶように売れていました。やや落ち着きを取り戻してはきていますが、台所を預かる皆さんにとっては、年末年始に向けて頭の痛いところではないでしょうか。早く通常の価格に戻ることを祈っております。

そんな中、議員各位におかれましては、平成28年第４回阿武町議会定例会に、諸事ご多端の中を、応召ご出席賜り誠にありがとうございます。今期定例会は、平成28年の締めくくりの定例会でございます。阿武町の輝く平成29年が訪れるよう、議員各位の公正なる判断と慎重なる審議を賜りますようお願いいたしまして、開会に当たっての挨拶といたします。

○議長　本定例会に付議されます案件は、議案10件、発議１件、全員協議会における報告１件、また、５人の方から一般質問の通告がなされております。

本日の出席議員は、８人全員です。ただ今より、平成28年第４回阿武町議会定例会を開会します。

○議長　これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程については、あらかじめお手元に配布されているとおりです。

議長諸般の報告

○議長　これより日程に入るに先立ち、過ぐる９月５日開催の平成28年第３回阿武町議会定例会以降、本日までの会議等を含め諸般の報告を行います。

９月６日から８日にかけ、各地区において敬老の日大会が開催され、議員各位、長寿に対する祝意を述べられたことは、ご高承のとおりです。

９月11日、平成28年度阿武小･中合同大運動会が小中学校グラウンドで開催

され、開会式に議員各位が出席されたことはご高承のとおりです。

９月24日、第12回阿武町グラウンドゴルフ大会がグリーンパークあぶで開催され、開会式に本職が出席しました。

９月25日、平成28年度宇田郷地区ふれあい運動会が開催され、開会式に本職と西村議員が出席しました。

９月28日、阿武町交通安全大会が町民センターで開催され、議員各位出席されたことはご高承のとおりです。

９月29日、平成28年度山口県町自治研修会が山口市で開催され、議員各位出席されたことはご高承のとおりです。

10月２日、おいでませ！山口国体記念、障がい者ソフトボール交流大会が阿武小中グラウンドで開催され、開会式に本職が出席しました。

10月９日、平成28年度第15回みどり保育園運動会が体育センターで開催され、開会式に本職が出席しました。

10月18日、第十八尾無丸竣工式・祝賀会が宇田郷漁港他で開催され、本職と西村議員が出席しました。

同じく10月18日、京都府伊根町議会が行政視察研修に来られ、長嶺副議長他、２人の議員で対応しました。

10月19日、平成28年度阿武萩農山漁村女性フォーラムが町民センターで開催され、本職が出席しました。

10月20日、第43回山口県商工会大会「地域振興懇話会」が山口市で開催され、長嶺副議長が出席しました。

10月21日、阿武町福祉スポーツ大会が体育センターで開催され、開会式に本職が出席しました。

10月23日、奈古地区町民運動会が阿武小中学校グラウンドで開催され、開会式に本職と地区議員が出席しました。

10月30日、地域づくり研究集会が、ふれあいセンターで開催され、議員各位出席されたことはご高承のとおりです。

10月31日、平成28年第２回山口県後期高齢者医療広域連合議会定例会が山口市で開催され、田中議員が出席しました。

11月２日、山口県町議会議長会の11月定例会が山口市で開催され、本職が出席しました。

11月３日、第29回宇田郷ふれあい祭りが開催され、議員各位参加されましたことはご高承の通りです。

11月６日、第35回福賀大農業まつりが開催され、開会式に本職が出席しました。

11月９日、第60回町村議会議長全国大会が東京ＮＨＫホールで、開催され本職が出席しました。

11月16日、日本海沿岸地帯振興促進議員連盟総会及び日本海国土軸・環日本海交流推進大会が、東京ホテルニューオータニで開催され、本職が出席しました。

11月18日、山陰自動車道（益田～萩間）整備促進に係る要望活動が国土交通省及び自由民主党本部で開催され、本職が出席しました。

同じく11月18日、全国過疎地域自立促進連盟の第130回理事会及び第47回定期総会が東京メルパルクホールで開催され、本職が出席しました。

11月20日、第31回さん３ふるさとまつりが開催され、議員各位参加されましたことはご高承のとおりです。

11月25日、阿武町人権を考える集い推進大会が町民センターで開催され、本職が出席しました。

12月１日、議会運営委員会が開催され、今期定例会の議会運営等について協議がなされました。

12月４日、第31回阿武町力くらべ綱引き大会が体育センターで開催され、開会式に本職が出席しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

町長あいさつ

○議長　ここで今期定例会の開会にあたり、町長が挨拶を行います。町長。

○町長（中村秀明）　平成２８年第４回阿武町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、公私ともにご多用の中、本定例会へご出席をいただきまして誠にありがとうございます。心から厚くお礼を申し上げます。

さて、師走に入りまして何かと気ぜわしい毎日でありますが、改めて今年一年を振り返ってみますと、今年は申年ということで、昔から「申酉荒れて戌亥の大凪」と言われていることから自然災害の発生を懸念していたところでありましたが、幸い当町におきましては、心配された被害等も少なくて済み、比較的平穏な年であったと思っているところであります。

しかしながら、全国的に見てみますと、４月に発生した熊本地震をはじめ、８月から９月にかけては台風10号により岩手県や北海道を中心に堤防の決壊や浸水被害等による大災害が発生いたしました。また、10月には鳥取中部地震が発生し、建物被害等が多数発生をしたところであります。改めまして、これらの災害によりまして、お亡くなりになられた方々に対し、謹んでご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げ、一日も早い復興を願うところであります。

私は、こうした自然災害が発生するたびに、交通インフラの重要性を強く感じるところであります。阿武町におきましては、ご案内のとおり国道１９１号

の木与・宇田間における事前通行規制区間の防災対策及び代替道路としての山陰自動車道の早期整備、そして県道益田阿武線の河内・床並間の早期完成という、二つの大きな懸案事項があり、安心・安全なまちづくりを推進する上でも、道路整備は喫緊の課題となっているところでございます。

この二つの課題につきましては、私も事あるごとに国及び県に強く働きかけ、要望活動も積極的に行ってきたところでありますが、山陰道の益田・萩間につきましては、現在、計画段階評価の手続き中で、優先区間に選定されております３区間のうち、残っていた小浜・田万川間の５キロに係るアンケート調査が現在実施されているところでございます。

これによりまして、３カ所が横並びとなり、今後は中国地方小委員会の中での意見聴取等を踏まえ、概略ルート・構造等が引き続き検討されることとなりますが、私といたしましても、早期着工に大きな期待を寄せているところであります。

また、主要地方道でもあります県道益田阿武線につきましては、当町におきましては昭和30年以来の長年にわたる懸案事項でありますが、ここに来て未改良区間も残すところ、あと540メートルとなってきたところでございます。

今年度は、追加の事業費を併せて合計２億3,700万円の改良事業を行っているところでございますが、来年度に県の予算がつくことになれば、全線改良済みとなる見通しも立ってきているところでありますので、一日も早い完成に向け、引き続き要望等していきたいと考えているところでございます。

また、10月18日には、宇田郷で大型定置網による漁を行っています、株式会社宇田郷定置網の新造船「第十八おなし丸」が竣工し、これにより夏網と冬網の２漁場による大敷網を活用した、効率的な漁が行われることになり、新たに４人の漁業就業者も生まれたところでございます。

私は、町長に就任以来、第一次産業の振興を第一に、阿武町全体、そして各

地区の発展に意を尽くして参りましたが、奈古地区におきましては、平成26年４月に新装リニューアルオープンした道の駅阿武町を拠点とした、地元農林水産物の販売を中心とした活性化を、そして福賀地区におきましては、今年５月に竣工したＥ・Ｇ・Ｆの「のんきな農場阿武事業所」を中心に、全国でも先進的な「農福連携」の取り組みによる加工用野菜の生産拡大や、農産物の６次産業化を積極的に推進し、そして宇田郷地区におきましては、今回の「第十八おなし丸」の操業を契機に、漁業を中心とした地域活性化の取り組みに、それぞれ期待を寄せているところでございます。

またその一方で、昨年10月に実施された「国勢調査」の確定値が発表され、阿武町の人口は５年前に比べて280人、率にして7.5パーセント減の3,463人となったところであります。この人口減少数は、そのまま地方交付税の減額につながると共に、来年度以降につきましては地方交付税等の削減も懸念されるなど、厳しい財政運営が想定されているところでございます。

町といたしましては、この人口減少を最重要課題として捉え、少しでも人口減少に歯止めをかけるため、ハード面においては「第６次阿武町総合計画」により計画を推進しているところであり、ソフト面におきましては、阿武町版まち・ひと・しごと総合戦略において「選ばれる町をつくる」を旗印に、今後はさらに職員が一丸となって通常業務と関連性の深い部署との連携を緊密に図りながら、各種の目標達成に向けて行動を起こして行くと共に、新たに来年から地方創生事業に関わる２人の地域おこし協力隊員を採用し、併せてホームページも刷新することで、広く情報発信して行くこととしているところでございます。

また、地域振興を図って行く上では、女性の活躍が大変重要であるというふに認識しているところでございますが、そのためにも、阿武町の女性の皆さんには、新しい価値観を持っていただいて、今後さらに元気にご活躍をいただく

ため、阿武町町民センター開館20周年記念事業の一環として、来年の３月５日、日曜日にお馴染みの、田島陽子さんをお招きしての講演会を予定をしておりますので、ぜひ、多くの皆さんにご来場いただき、女性が活躍できる明るく元気なまちづくりを、強力に推進して参りたいと思っているところでございます。議員各位には、今後とも幅広いご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会にご提案を申し上げ、ご審議をお願いいたします議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

先ず、議案第１号「阿武町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、職員の配偶者の外国での勤務や就学等の際に、職員の同行休業を認める人事院規則の一部改正に伴うもので、今回、新たに特別な事情として、公務に支障がない場合に限り、配偶者の外国での勤務等が３年を超える場合にあっては、同行休業の再度の延長を認めるというものでございます。

次に、議案第２号「町長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、人事院勧告に伴い町長及び議会議員の12月の期末手当を0.1月分引き上げるための関係条例の一部改正であります。

次に、議案第３号「阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、これも人事院勧告の関連でありますが、12月の勤勉手当を0.1月分引き上げるとともに、給料表の改定を４月に遡り、平均で0.2パーセント程度引き上げるための改正のほか、扶養手当の見直しで、配偶者に係る手当額の引き下げと子に係る手当の引き上げを、それぞれ来年４月から段階的に改定するための条例の一部改正であります。

次に、議案第４号「阿武町税条例等の一部を改正する条例」につきましては、消費税率10パーセント段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力

格差の縮小を図るための法人住民税の法人税割の税率の引き下げをはじめ、軽自動車税の「環境性機能」の導入及び、現行の軽自動車税を「軽自動車税種別割」へ名称変更する等の規定整備でございます。

また、軽自動車税のグリーン化特例の適用期限を１年延長する規定整備に係る税条例等の一部を改正するものでございます。

次に、議案第５号「物品売買契約の締結について」につきましては、福賀診療所の超音波診断装置の更新に係る物品売買契約の締結について、地方自治法の規定により議会のご議決をお願いするものでございます。

次に、議案第６号「平成28年度阿武町一般会計補正予算（第３回）につきましては、今回の補正額は２千630万7,000円の増額で、補正後の歳入歳出予算の総額は、31億9,859万3,000円となるところでございます。

それでは、今回の補正の主なものを申し上げますと、歳出におきましては、今回の議案にもなっておりますとおり、人事院勧告に伴い、町長及び議会議員の12月の期末手当の0.1月分の引き上げ、並びに職員につきましては、４月に遡り、給料の平均0.2パーセント程度の引き上げ及び12月の勤勉手当の0.1月分の引き上げ等の人件費を、全般にわたって調整計上をいたしております。

先ず、議会費につきましては、先ほど申し上げました人件費の調整のみであります。

次に、総務費につきましては、人事院勧告に伴う人件費をはじめ、被扶養者の異動に伴う扶養手当の増額、公務災害補償基金負担金の確定に伴う増額、職員採用試験の受験者の増に伴う採点手数料等の増額のほか、町道汐入野地線の拡幅と見通しを良くするために購入した、大里町有地駐車場造成工事をはじめ、宇田公営住宅裏山の法面崩壊箇所の復旧を実施するための、宇田公営住宅裏山法面工事、そして、役場庁舎西側タイルの経年劣化に伴う庁舎外壁改修工事、同じく経年劣化による本庁車庫のシャッター取替工事、また、県立萩商工高等

学校の提供により、グリーンパークあぶに設置する木製の屋根付きベンチ設置基礎工事等の新規計上でございます。

また、定期預金満期に伴う公共施設整備基金利子積立金の増額ほか、イルミネーションフェスティバルを盛り上げるための補助金の新規計上。そのほか海区漁業調整委員選挙費及び参議院議員選挙の事業確定に伴う減額に加えて、新たに日本海海区漁業調整委員会委員の、死去に伴う補欠選挙費の増額等でございます。

次に、民生費につきましては、人事院勧告に伴う人件費及び介護保険事業特別会計への繰出金の増額、各種扶助費に係る対象利用者の増及び実績見込みによる増額のほか、住民税非課税者を対象とした臨時福祉給付金につきましては、新たに経済対策分として平成29年４月から平成31年９月までの２年半分を前倒しにより、一括して支給するための給付金及び事務費の増額であります。

なお、国民健康保険事業（事業勘定）特別会計への繰出金につきましては、制度改正に伴う標準事務処理システム改修業務委託料の確定に伴う減額により、人件費の増額分等を含めた差し引きにより減額としております。

次に、衛生費につきましては、人事院勧告に伴う人件費及び国民健康保険事業（直診勘定）特別会計への繰出金の増額、また、福賀簡易水道の漏水対応経費に係る簡易水道事業特別会計への繰出金の増額ほかであります。

次に、農林水産業費につきましては、人件費以外は、農福連携推進事業による直売所及び交流トイレ建築事業費の増額に伴う補助金の増額をはじめ、国内外の産地間競争に打ち勝つため、あぶらんど萩和牛改良組合が自給飼料の増産を図るために導入する自走式マニアスプレッダ１台に対する補助金の新規計上、また、萩阿武地域鳥獣被害防止対策協議会へのイノシシ進入防止柵設置経費等に係る阿武町負担分の補助金の新規計上、林業センターの厨房床のフローリング張替修繕料の増額ほかでありますが、イラオ山山頂路網整備事業につき

ましては、事業費の委託料と工事請負費の組み替え等により、減額としておるところでございます。

次に、商工費につきましては、人件費のほか、老朽化に伴う道の駅温水プールのボイラー及びプール水循環ポンプの機械設備の更新をはじめ、プール屋根の保温剤張り替え及び空調設備の修繕工事のほか、コースロープ購入に伴う増額であります。

次に、土木費につきましては、人件費及び橋梁点検に係る国の追加事業費の確定に伴う増額のほか、国の事業費の確定による国費の減額で、町道長浜西ヶ畑線道路改良工事費、東方筒尾線道路改良工事費及び亀山十王堂線の測量設計業務委託料等をそれぞれ減額しております。

次に、教育費につきましては、人事院勧告に伴う給与の改定及び共済費の増額及び教育長の再任に伴う共済組合負担金の減額によるものでございます。

次に、災害復旧費につきましては、本年度に発生した農地災害及び農業用施設災害の復旧工事費並びに公共土木施設災害復旧工事費の新規計上であります。

次に、議案第７号「平成28年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第２回）から議案第10号「平成28年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算（第２回)」につきましては、何れも特別会計の補正予算でありますので、ここでの説明は省略をさせていただきます。

次に、全員協議会での全協報告第１号「契約の締結について」につきましては、町の執行に係る主な工事請負契約等の締結について、その概要をご報告申し上げるものでございます。

以上、本日ご提案申し上げ、ご審議をいただきます議案につきまして、その概要を申し上げましたが、ご提案いたしました議案の詳細につきましては、その都度、担当参与からご説明いたさせますので、ご審議の上ご議決賜りますよ

うお願い申し上げまして、開会に当たりましての、ご挨拶に代えさせていただきます。

○議長　以上で町長の挨拶を終わります。

日程第1　会議録署名議員の指名

○議長　これより日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、３番、白松博之君、４番、中野祥太郎君を指名します。

日程第2　会期の決定

○議長　日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る12月１日開催の議会運営委員会において審議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日12月８日から14日までの７日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　全員ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日から12月14日までの７日間と決定しました。

日程第3　一般質問

○議長　日程第３、一般質問を行います。質問の通告者が５人ありますので、議長において通告順に発言を許します。まず、２番、小田高正君、ご登壇ください。

○２番　小田高正　皆さん、おはようございます。師走となり、寒さが一段と厳しくなってきました。お体には充分気をつけて、2016年を無事に、幸せ

に楽しく締めくくられたらと思います。隣の萩市では、大河ドラマ「花燃ゆ」が一昨年あり、今後は明治維新150年ということで、各種イベントが始まることと思われます。また、長門市では、今月の15日に安倍首相、ロシアのプーチン大統領とで様々な両国の諸問題の解決や、親好に向けて長門首脳会談が開催されます。この二つの町は、いずれも観光の町です。観光資源を活かしこれらのチャンスを武器に、大いに盛り上がることを、同じ山陰の町である阿武町人の一人として大いに期待いたしております。

さて、阿武町は、昨年選らばれる町をめざすと、宣言しました。選ばれる町とは、人の規模だけではなく町民の満足度、つまり人を中心とした中身で勝負する町ということです。この取組は、マスメディア各社も大きく注目しています。我々のふるさと阿武町が、萩市や長門市とは、ひと味違ったしくみ作りという観点で、今から質問したいと思います。本日は、あと４名の質問者がいらっしゃいますので、私の質問に対して町長が明快な答弁をしてくだされば、進行がスムースに行くと思われますので、どうかよろしくお願いいします。

それでは、私からは空き店舗、空き家の活用とあぶコンシェルジュの設置について、お尋ねしたいと思います。年功序列賃金制度から成果主義、終身雇用制度から、選択型定年制度の導入など、雇用の形態は様々です。個人の考えも大きく変化しており、一企業の固定概念で働くのではなく、正社員でも副業を認めるパラレルキャリア制度導入を進める企業など日本社会においても雇用の在り方は変革し始めてきています。

現在、国の制度においても配偶者控除の見直しやパートタイマーへの厚生年金付与など働き方の見直し論議が活発に進んでいます。また、雇用される者自身が定年するまで一職場で働く時代から、自分に合った職種や時間帯を見つける時代になってきていることや雇用する側においても、単に

退職して能力ある人材を失うのではなく、社員の能力を本業に活かすために敢えて副業やボランティア活動を認め、見識を広め多様性ある人材の育成や異業種交流を促進し、企業経営においても営業マトリクスの形成拡大に向け、パラレルキャリア制度を導入しているところもあります。

我々のふるさとである阿武町や北浦地方では、パラレルキャリアやヘッドハンティング、転職や起業という話もあまり聞きません。何故でしょうか。

現実を直視しリスクを背負い、給料を失ってまで夢や希望を追い求める冒険家がいないのか、ふるさとにいるだけで満足しているのか、田舎は職場がないと諦めている方も多いのではないでしょうか。確かに今までは、そういう意識で良かったかもしれませんが、今後は予想しない人口減少が始まり、同一商業圏内で事業を営んでおられる事業経営者の方は一抹の不安を抱かれていることでしょう。右肩上がりの時代が終わり、飽和状態の今日、情報インフラも大きく進み、時代の流れや顧客ニーズに対応出来ない地方の中小零細企業の経営は成長どころか事業が継続出来るとは限りません。また、地方では少子高齢化がさらに進み、人手不足、人材不足、後継者不足という大きな問題が山積してきています。つまり、雇用においても、会社が守ってくれる時代でなくなったと思われます。

決して、民間企業だけでなく単独町政を選択した阿武町も同じであると思います。健全財政を維持しているものの、自主財源が少なく、地方交付税交付金等、依存財源比率が高い中、一国一城の阿武町においては議員を含め、町長及び執行幹部職員が相当な危機感をもって、行財政改革と同時に選ばれる町に向け、魅力あふれる町のデザインを着実に実現しなければなりません。即効性、遅効性、必要性を含め、優先順位を間違えず、住民感覚と第三者の視点をもつこと。この課題は、すでに想定されることであ

り、執行部や議会だけでなく、より深く町民の皆様と共有する必要性があります。そして、阿武町は阿武町らしく、全住民が胸を張り他の町に影響されず、凛とした姿勢で創造性ある町づくりに没頭していく覚悟が必要と思います。

以前、この議会の場で、意識が変われば行動が変わる、行動が変われば運命が変わると述べたことがあります。また、町の主人公は職員でもあるとも言っております。昨年10月に策定した阿武町版総合戦略は、選ばれる町づくりを創るためです。職員の皆様は全員が担当者です。職員から担当が違うから分からないという言葉など聞きたくありませんし、阿武町独自で企画するこの事業を他人事と捉えること自体、私には意味が分かりません。全員が町の存続を賭け、内部から公務員意識を変えていける最後のチャンスと思える事業と私は思います。

中村町長は前回の質問に対し、職員には、危機感と当事者意識をもって取り組むよう伝えていると述べられています。あれから、すでに一年が経ち、本年度は本格的に実行に移す実行元年であります。職員の皆様は、縦割りでなく連携した事業になっているでしょうか。いや、私は現時点で次年度の本予算編成に向け、付加価値のある戦略的な予算の組み替えが出来ていると信じたいところです。

自営業者のフル活用、地域おこし協力隊等の第一次産業従事者の定住促進、新しい雇用の発掘等に向けて、住民の皆様がより理解が深まり、その仕組みを構築するため、話し合いも熱を帯び、各課が連携し孤軍奮闘されていることと思います。ひいては、町長自身も熱くなり、確信がもてる職員のプレゼンテーションならば次年度本予算に具体的に盛り込まれていくことでしょう。ソフト事業は、段々と絵になり、花が咲く事業です。絵を描く手順を分かりやすく、戦略的に年次計画を定め、全関係者を巻き込み、

アイデアを募集すれば、参加型事業になりやすいと思います。

若い職員の皆様は20年後、30年後も行政に携わります。同時に、この場におられる執行幹部の職員の皆様は定年退職しておられると思いますが、当事者の一人であるとともに同じ阿武町人です。この地方版総合戦略は、一過性の祭りではありません。小さな町のあらゆる可能性を引き出し、新しい時代を設計していく若い職員においては、各過程において、どこまで先輩達が必死になり応援してくれたか、この先をずっと見ていると思います。執行部だけでなく、議決承認した議員もプロセスを検証し、最適な仕組みを創るための方法論を本格的に議論すべき段階に入っています。総合戦略の狙いは、人口減少の鈍化と魅力の拡大にあり、その手法は、すまい、しごと、ひとの三つのラボにあります。

実行過程などは特別委員会等で詳しくお聞きできますが、関係者だけでなく、移住者や住民の皆様からさらに分かりやすい施策の説明が必要です。Ｉターン者が阿武町に住む理由。田舎の原風景だけでなく、日本型建築を好み、ゆとりある空間を好む方々も多い。決してＩターン者だけでなく、町内の多子世帯の方も子供が成長すれば、部屋が必要になってきます。同時に町の人からのダイレクトな情報も待ち望んでいると思います。田舎を選ぶ、阿武町を選ぶ、いずれにせよ住まいが必要となります。その住まいを最終的に選ぶには、空き家や阿武町の歴史を、懇切丁寧に説明が出来る案内人がいるかどうか入口の問題です。

現在、阿武町では、定住アドバイザーの方がいらっしゃいます。Ｉターン希望者の対応など親身になって対応されていらっしゃることと思います。そこに一工夫添えることは出来ないでしょうか。古風な空き店舗や空き家を改築し、総合的に阿武町をプロデュースする拠点施設を設置し、あぶコンシェルジュを置き、移住者を中心にきめ細かくおもてなしを提供しては

どうでしょうか。

コンシェルジュとは総合案内人を意味します。ホテルや大型ショッピングモール、役所でもあるように、玄関で困っている方に対し、施設の総合的な案内をしています。つまり、空き家だけを紹介するのではなく、阿武町の地域性、イベント、仕事を総合的に案内するのです。それが、すまい、しごと、ひとに関係してくると思うのです。

あぶコンシェルジュは、風光明媚な観光資源でなく、様々のことをリンクしていける人の流れを意味しています。また、拠点施設には、木彫りの受付ブースなどを設け、自営業者や各種団体のサブ機能として、しごとへもリンクしていけることと思います。これが、Ｉターン者、若者や主婦層、定年退職者の雇用、スポット勤務の拡大やＵターン希望の増加に繋がっていく仕組みと思います。

そこで中村町長にお聞きします。

地方版総合戦略が本格的にスタートしました。本予算は、まち、ひと、しごと創生特別事業です。仕掛け花火は着火しました。21世紀の暮らし方研究所、戦略ホームページの構築作業、空き家の実態調査、しごとの掘り起こし、地域おこし協力隊の採用など、選ばれる町に向け、着々と戦略的な動きが始まっていますが、花火師の責任者は中村町長です。

中村町長は、首長として各課連携の取り組みを、いったいどう促されているのか、次年度の計画を含め、この事業の進捗状況はどうなっているのか、また、先日実施された、空き家等すまいのアンケート調査の結果はどのようになって、どのような対策を打っているのか、最後に先ほど提言した空き家、空き店舗を改築し、阿武町の総合案内拠点施設の設置と、人の流れを新しく作り、阿武町を総合的にプロデュースする、あぶコンシェルジュの認定についてどう思われるのかを、お尋ねします。よろしくお願い

いたします。

○議長　ただ今の２番、小田高正君の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長　２番、小田高正議員の、空き店舗、空き家の活用とあぶコンシェルジュの設置についてのご質問をいただきましたが、ご質問の趣旨は、阿武町版総合戦略における現在の取組状況や、次年度以降の計画にかかる、空き店舗及び空き家の活用、そしてそれに伴うあぶコンシェルジュの認定・設置についてでございますが、まず、この阿武町版総合戦略につきましては、ソフト事業が中心であるため、現在の段階では活動内容や、その成果が見えにくく、なかなか伝わりにくいところもあるわけでございますが、内容につきましては、これまでにも議会の際に何回かご説明申し上げておりますので、既にご承知のこととも思っておりますが、総合戦略の策定にあたりましては、町の若手職員が、町内の100人以上のあらゆる年齢層、職種等の方々にヒアリングを行いまして、第三者の目線として「studio-L」という民間のコンサルタントの支援を受けて計画を策定し、サポートを受けながらプロジェクトの目標達成に向けて鋭意取り組んでいるところでございます。

また、ご案内のとおり、先々月の 10 月 26 日には、昨年 10 月１日に調査をなされました 2015 国勢調査の確定値が発表されところでございます。これによりますと阿武町の人口は５年前に比べて、先ほど挨拶で申し上げましたが 280 人、率にして 7.5％減の 3,463 人となったところでございます。また、山口県全体の人口は 140 万 4,729 人で、全国 27 位となり、前回の調査に比べて４万 6,609 人、率にして 3.2％の減となり、65 歳以上が占める割合も 32.1％で全国４位となり、県も「若年層の人口が減り厳しい状況にある。県のまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、人口減少対策を進めていかねければならない」とのコメントを発表しているところでございます。

こうした現状の中で、今一度、阿武町総合戦略と平行して策定いたしました「阿武町人口ビジョン」にも掲載しております国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる「社人研」の推計を見てみますと、2015 年（平成 27 年）10 月 1 日の阿武町の人口は 3,333 人と推計されております。したがいまして、今回の国勢調査の確定値における阿武町の人口は 3,463 人でありますので、社人研の推計数値に対しまして 130 人も上回る結果となったところでございます。

この社人研の推計値は、2005 年（平成 17 年）と 2010 年（平成 22 年）の過去５年間の国勢調査の人口減少から５年後の平成 27 年の人口を推計しているもので、推計値よりも 130 人、一年に換算すると 26 人もの人口減少の軽減が図られているという結果になったところでございます。

特に、従来は町への転入者に対する転出者が上回る「社会減」の傾向が続いておりましたが、平成 21 年には社会増が 15 人を記録し、それ以降も社会増減の差が小さくなっている傾向にあり、人口減少の軽減につながっていることは、当町が取り組んで来ました空き家バンク事業をはじめ、住宅整備事業、分譲宅地造成事業等の各種定住対策事業や公園整備など、様々な町の魅力づくりの各種事業を、積極的に行ってきた成果であると思っておるところでございます。

しかしながら当町の人口は、町制が施行した 61 年前から一貫して減少しており、社人研等における将来人口の推計結果では、当町の 24 年先の 2040 年における人口は、６年前の 2010 年よりも５割以上減少することが明らかとなっており、町の戦略ビジョンにおきましても何の対策もしなければ、2040 年の将来推計人口は、現在の人口の半分以下の 1,462 人まで落ち込むとの予測となっているところでございます。正にここが阿武町版総合戦略をまとめる上での核となっているところでありまして、現在、阿武町が抱えております最重要課題が、この人口減少にどう対応していくかということであります。

そして、この人口減少時代をこれからも生き抜いていくためには、「都市か

ら地方への人の流れ」をつくり、地方の特徴を生かしながら持続的な社会をつくっていく必要があります。そのために現状と将来推計をきちんと認識する中で、何から着手すべきなのか、何が人口減少に結びついているかなど、聞き取り調査による意見をまとめて整理した結果、大きく分けて、「住まい」と「仕事」そして「つながり」の３つの課題が人口減少を引き起こしいる要因だということが判明をしたところでございます。

現在、阿武町のまちづくりは「第６次阿武町総合計画」により計画的に推進していることは申すまでもありませんが、町としての重点的・優先的に着手すべき施策が人口減少をくい止めることであります。

そのため、聞き取り調査等により阿武町の人口減少の要因として特定された「住まい」「しごと」「つながり」を逆手にとって、「多様な住まいを提供する」そして「多様な働き方を実現する」また「多様なつながりを育む」という３つを基本目標に据えて、３つの課題の解決を図っていくことが肝要であり、総合戦略では数値目標を設定した８つのプロジェクトをそれぞれ推進していくことで、阿武町が「選ばれる町」に変貌していくことが重要なポイントであると位置づけているところであります。

この８つのプロジェクトの推進にあたりましては、初年度の平成 27 年度は、戦略とビジョンの策定、そして計画の周知を図ることが主な作業でありましたが、その成果は 2040 年の人口展望をまとめた「阿武町人口ビジョン」をはじめ、実現するために必要な事業をまとめた「選ばれる町をつくる」と題した阿武町版総合戦略、そして移住・定住ニーズに応える新規８プロジェクトをまとめた「２１世紀の暮らし方研究所」コンセプトブックの作成をはじめ、町内外に広く周知を図るため、今年の２月には「僕らのライフスタイルサミット・ｉｎ阿武」を開催し、約 250 人もの方々にご参加いただいたところでございます。

そして、２年目となる今年度は、基礎調査や詳細な企画を練り、優先事業の

着手を、主な事業として行っているところであります。この基礎調査といたしましては、多様な住まいを提供するための基礎資料となる「持ち家の将来に関する意識調査」としてアンケートを８月に実施したところでございます。

このアンケートの結果につきましても、今回のご質問でもいただいたところでありますが、アンケートは町内の持ち家のある 1,276 世帯に配付し、率にして 80.64％の 1,029 世帯の方から回答をいただいたところでありますが、現在はまだ集計の途中でございますので、結果は出ていない、そういった状況です。

最終的には、このアンケートにより住まいの所有者の意識や空き家の量、空き家の位置特性、また、空き家の管理実態や空き家予備軍の位置特性などを明らかにしようとするものでありまして、なるべく早いうちに空き家に関する提供・促進のための冊子にまとめて、お配りできるよう作業を進めているところでございます。

また、８つのうちの「思い出不動産プロジェクト」につきましては、「21 世紀の暮らし方研究所」、通称ラボを通じて、町民が参加できる仕組みづくりを行い、取り組みを継続する中で人材育成をはじめ、郷土愛を育む活動や将来的な拠点づくりのイメージを膨らませるための活動をおこなっているところでございます。

そして、この活動を通じて新聞やテレビなどのメディアにも数多く取り上げられ、町への課題意識や取り組みへの関心が高まっているところでございます。

そのほか、１／４ワークスプロジェクトにつきましては、町内の営農法人をはじめ、関連する町内の事業所に広く声がけをして協議会を立ち上げ、実現に向けての仕事の見える化などを図っていくほか、事例収集や視察等による事業の具体化を予定しているところでございます。そのため、現段階においては、今年度中に急激に「移住者が増えた」、あるいは「仕事が増えた」等の成果は生まれにくい状況であることはご理解いただければと思っております。

そして、３年目となる 29 年度から最終年度となります 31 年度につきましては、今年度の調査結果を踏まえて、具体的な事業展開を予定しているところでありまして、各プロジェクト事業の試験的な実施や検証をはじめ、各事業の福賀地区、宇田郷地区への水平展開へと繋げ、各種事業の連携、定着化を図っていくこととしているとことでございます。

例えば、「住まい」の分野では、将来的に複数の空き家を改修する事業やモデル地区の指定、規制緩和等を通じた後方支援なども視野に入れながら、空き家の持ち主の思いを汲み取った、空き家の将来を共に考える空き家活用の機会づくりや、活用のプロセスをまとめた媒体の作成等を予定しているところでありますが、いずれにいたしましても、阿武町版総合戦略は、これまで阿武町になかった価値観や新しい手法を取り入れ、新たな時代にチャレンジしていくためのものとして位置づけているところでございます。

そして、この事業を実現させ、今後さらに発展させていくためには、担当課だけでなくて、通常業務と関連の深い部署との連携をはじめ、職員が一丸となって参加、参画しながらオール阿武町のスタンスにより全庁あげた取り組みが必要であると認識をしております。

そのために、先月の９日には、委託をしている studio-Ｌの講師による全職員を対象とした職員研修を行いまして、これから阿武町が選ばれる町として変わっていくことの重要性を職員一人ひとりが認識するとともに、全職員が課題を共有し、当事者意識を持って課題解決に向かっていくように、職員の意識改革を図ったところでございます。

小田議員が言われるところの花火師の責任者といたしましては、現段階では、花火を作るための準備をしているところでありまして、これから連携しながら様々な花火を作り、試験や実験を行いながら導火線に火をつけていく段階に入ろうとしているところでございますが、行政といたしましては一過性の打ち上

げ花火で終わる訳にはいきませんので、急ぎながらも、しっかりと地に足をつけて慎重に各種事業を進めて参りたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思うというふうに思っております。

なお、最後のご質問であります「あぶコンシェルジュ」の認定についてでございますが、この件につきましては、８つのプロジェクトの中の「阿武の玄関づくりプロジェクト」において、住まいと仕事がセットになった暮らしを提案する中で取り上げ、推進していくこととしているところでありますが、いま取り組むべきことは、遠方に居ながらも仕事と住まいの情報をキャッチできる情報の提供と、町内に情報拠点を設けることであります。

そして、その拠点には、住居と仕事がセットになった暮らしの情報を提供できる人材、つまりはコーディネーターが必要であります。そして、その拠点を地域にも広く解放し、移住希望者と地域との交流が育まれる場所を提供することで、いままで以上に「顔の見える暮らしの案内」の実現を目指すこととしているところでございます。

現在、そうした拠点探しと機能の仕組みづくりを含め、奈古地区の浜崎において古民家を拠点に「21 世紀の暮らし方研究所」、通称ラボを毎月１回開催し、協議するとともに、新たな住まいと仕事のしくみづくりや、地元に精通した人たちが知恵を出し、工夫を凝らして新しい観光素材の掘り起こしなど、「着地型観光」につながるソフト事業の提案や実現を図っていくため、冒頭の挨拶でも述べましたとおり、10 月に地域おこし協力隊の採用試験をおこなったところでございます。

その結果、来年２月には神奈川県出身の２３歳の男性を、そして４月からは大阪府出身の 25 歳の女性を、選ばれる町づくりを目指す新しいスタッフとして、それぞれ採用することとしているところでございます。

また、今年度中には阿武町のホームページを刷新するとともに、このホーム

ページにつきましても町のガイド役として、また町のコンシェルジュ的な総合窓口として機能させ、選ばれる町としての情報提供、情報発信を積極的に行っていくこととしているところでございます。

いずれにいたしましても、これからの新しい町づくり進めるための戦略として「選ばれる町をつくる」という方針を掲げ、それを実現するための作戦として８つのプロジェクトを計画し、それを実践していくための戦術として、ラボをはじめ、地域おこし協力隊の採用、ホームページの刷新、また、自治会や定住アドバイザーをはじめとした地域の組織や、関係機関、関係団体等との連携や機能強化を図りながら、オール阿武町でこれからの町づくりに取り組んでいく所存でございますので、今後ともご支援なりご協力をお願いして、答弁を終わります。

○議長　２番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

（２番　小田高正議員「はい。」という声あり。）

○議長　小田高正君。

○２番　小田高正　はい。今の挨拶の中で、キーワードが出てきました。まずあの、共通しているというのがですね、人口減少の、これは目標なんでしょうけども、人口減少の鈍化、歯止めですね。この辺については最大の目標といってもおかしくないところであります。いま、アンケート調査をやられて、1,276世帯対象で80パーセントの回答があったということで、これについて大体数値的なものになるのは、いつ頃になるのかなというのが、１点。

それと、私の質問に、具体的に答えていらっしゃるのか、というとちょっとその辺というのはいま、花火の導火線を今から付けるといわれたんで、その辺には今からどういう展開なのかというのは、ちょっとまだ不透明な部分があるんですけれども。着地点とすると、いろんな空き店舗や空き地、それから拠点施設の設置など、コーディネーター的な情報拠点施設の設置というものは、今

後新しい展開を生むということで、その辺が期待されるんではないかなと思います。

私としてはですね、今ホームページのところですね、町のコンシェルジュ的の機能というか格好で、今若い方に聞くとですね、どうしても、人との交流もあるかもしれないけれども、なんていうか話題性ある方、そういった方を利用するとか、味方に付けて情報発信していって、ピコ太郎ではないんですけれども、そういった方をある程度ピーアール活動的なものでですね、運用するとほとんどの若い方というのは休憩中とか、仕事が終わったらネット社会なので、見られるのでそう話題性を一人ひとり味方にとっていって、マーケティング戦略の一つの観点でやっていくというのも、一つの武器ではないかなと思います。

ちょっとおさらいですけれども、空き家バンクの取り纏め状況、どういった感じで推移しているのかということと、先ほど申しましたように私の質問である、方向性ですよね。今町長が答弁されましたけれども、大体整合性がとれているんですけれども、コーディネーター的な方、その辺の動きというものはいつ頃実現しそうなのか。そういったものを答弁していただけたらと思います。

○議長　はい。総務課長。

○総務課長　それではあの、担当課であります総務課長の方からご質問に対して、お答えさせていただきたいと思います。

まずあの、人口減少につきましては、いま日本全国的に人口減少しているなかで、先ほど町長の答弁にもありましたように、人口は減少しておりますが、これをいかに鈍化させていくかということで、いく中で、阿武町が今めざしていますのは、人口が少なくなるのは、もう仕方ないと、ただ仕方がないけどその中で充実した生活が送れるような、そういった政策を進めていこうということで、今、縮充という新しい言葉で、これからのそうした豊かな生活をコーディネートしていこうと、いう風なことと、どんどん人口が減る中で

ですね、活動人口を増やしていこうという、この２点を中心に今ソフト事業である、まち・ひと・しごと総合戦略、阿武町版総合戦略の中の大きな位置づけとして、今進めておるわけでございます。

次に、アンケート調査でございますが、その一環として今現在アンケートを実施しておりますが、皆さんのお手元には冊子としてある程度今後の方向性を示したなかで、まとめていきたいと思っておりますので、３月ぐらいまでには、３月中には、本年度中にはお手元にお届けできるように、今作業を進めているところでございます。

また、花火の導火線という話も少しありましたが、これにつきましては、８つのプロジェクト、そうしたいろんな問題を克服するためにどうしていくかということで、その作戦として、８つのプロジェクトを現在掲げて進行しておりますが、なかなかですね、ラボとかで人材育成にしながらですね、進めておりますのでその８つのプロジェクト等しく、一つ一つにですね、いま、打ち上げ花火のような住民の方にこれだ、という形にはなっておりませんので、それは今から基礎調査等を充分に含めた上で、基礎作りをした上で町長の方から花火的なですね、導火線に火を付けられるという意味で、いわれたのではないかというふうに思っておりますので、ご理解をいただけたらと思います。

また、コンシェルジュ的な役割ということで、ホームページの話しもありました。先ほどの答弁の中でもありましたように、ホームページを新たに刷新いたします。刷新する中の、大きな一番の狙いとしましては、現在ホームページを見られる方が、パソコンというよりもスマホで見られる、またそこで情報をキャッチされるという方が非常に増えております。極端な話し８割くらいが、若者はスマホで情報をキャッチしているということでありますので、ホームページをスマホにも対応できるようなものに、新たに作り直した

いということで情報発信、情報提供をですね、強力に進めて行きたいというふうに思っております。

空き家バンクの状況でございますが、これまではですね、リスクをある程度抱えてでも人口を増やすために、いろんな人を入れようというスタンスで来たところもございますが、なかかですね、地元の方と、なかなかうまくいかない部分もあります。そうしたことも踏まえて、この８つのプロジェクトのなかでですね、思いで不動産プロジェクトとか、いろいろやっておりますが、貸す側、借りる側、これがですねお互いに思いを共有した、マッチングしたなかで阿武町に住んでいただく、阿武町に来ていただくという作業を進めております。

また、定住アドバイザーの方も現在10名おられますが、以前は来ていただいたときはある程度、担当課だけでやっておりましたが、これからはそういった意味で、地域と仲良くやっていただかなければいけないということで、入っていただく、空き家に定住していただく方、希望者があればですね、その地区ごとの定住アドバイザーの方にもよく意見を聞きながらですね、またひきあわせながらですね、お互いにウィンウィンになるような関係になるような、アドバイザーの会議もこの間してですね、お願いして快く了承していただきまして、今度からはそうしていこうと、いまそういう状況でおりますので、ご理解いただきたいと思います。

また、コンシェルジュといいますか、コーディネーターの話でございますが、先ほど答弁でもありましたように、地域おこし協力隊を２人雇います。この２人を中心にですね、コーディネーター的機能を持たせながら、阿武町としてどういった体制を整えていくのが良いのか、ということもですねラボ等を通じて研究しながらですね、ある意味ではコンシェルジュ的な、ある意味ではコーディネーター的なですね、人材を活かしながら、そして拠点をつ

くってですね、広く発信するという方向で今進めようとしております。何といたしましてもですね、これまでとちょっと違った価値観をもってですね、新しい町づくりを進めようとしておりますし、住民参加型の町を進めようとしておりますので、時間がかかります。時間がかかるところをですね、懇切丁寧にやっていくことがですね、今一番重要ではないかなというふうに思っておりますので、そのあたりもお含みいただきながらですね、今後ともご支援ご協力をお願いしたいところでございます。以上で答弁を終わります。

○議長　２番、答弁に対する再々質問がありますか。

（２番　小田高正議員「はい。」という声あり。）

○議長　はい。小田高正君。

○２番　小田高正　一つのやっぱり、マーケティング戦略、これ私が起承転結で、議員になった当初から言っているんですけども、まず、で人づくり、人づくりの主人公は職員の皆さんなんで、１年前も２年前もお話ししていると思うんですけども、私だけではなくて議員の皆さんも、職員のやる気とかですね、そういった方、そのやる気を植え付けるのは、やっぱり皆さん、いらっしゃる執行幹部の皆さんですよね。町長だけではなくて。それが、例えば、若い職員の方が本当に総合戦略を認識されて一生懸命頑張っておられる。中間層とか、他部署の課長ですよね、その方がほんとに認識して、今までいらっしゃったのか。ていうものは疑問なところがあったんです。やっぱり、一般質問とか町民の皆さん、傍聴者の方も踏まえて、ここで発表するということは、各課長、執行幹部の課長の方が連携をもってやってもらいたい。と思うことと、ここでやっぱりきちっと約束されたら、しっかり履行してもらいたい。っていうのがあって、人づくりの観点が１点。

後は、そういう本当は、戦略とか手法とか、そういった深みの部分というものは特別委員会で言うべきですけども、敢えて職員の方とか、議員はある程度

この８つのラボ、いわゆるこのオレンジ本ですよね、オレンジ本は読み切ってると思うんです。このラボは。８つのプロジェクト、こういうものは読み切っている。だから、これを読んだら早い話なんですけれども、参加されてらっしゃらない、暮らし方研究所に参加されていない町民の方が大多数なんで、それを分かりやすく丁寧に、今からは説明していただく必要性があると思って、私は今回一般質問させていただきました。

だから、議会の常識、執行部の常識が町民の常識になるように、基本的には一つ一つまた質問してみたいと思いますので、今日はこの辺で終わりますけども、その辺について今からどういうふうに、分かりやすく丁寧に説明をしていただけるのか、広報以外にもいろいろな呼びかけ等があると思うんですよ。暮らし方研究所にくれば分かるでしょ。というのはあるかもしれませんけど、暮らし方研究所でなにをしとるんか。ではなくて、何をしているから。というのを発信するためには、大きなやっぱり広報がいると思うんですけど、その戦略としては、先ずどういうふうに、町民参加型にするのかお聞きしたいと思います。

○議長　総務課長。

○総務課長　人づくりの話しもございましたが、阿武町役場の一番大きな特性はですね、職員も人数も少ないということもありますし、課長のすぐ上は、町長であります。で、風通しも良くですね、フットワークも軽いということでありますので、今連携しているように見えておられないかもしれませんけど、いざ事が動きだすとですね、連携もすぐ可能でありますし、日頃からそうした環境づくりも整えておりますので、この辺は信じていただいてですね、ご安心をいただけたらと思います。

また、今ご質問もありましたけど、広報等、或いはテレビ等でもいろいろ、また新聞等でもですね、この、まち・ひと・しごと阿武町版総合戦略につきま

しては、大きく取り上げられているところでありますが、それでもなかなか伝わらないということであります。それは我々も認識しております。で、今回今やろうとしていますことは、ラボ等を通じて実際に低いハードルでも皆さんがとにかく参加いただけるという、低いハードルを設定しながら多くの皆さんに参加いただくというのが、先ず１点と。これからですね、実際に空き家などを改修してですね、DIY、ドゥ、イット、ユアセルフ、自分たちで改修してそれを見ていただくことでですね、住民の皆さんの認識を変えていく、というふうなことにしていこうとしている。そのために時間がかかるということもご認識いただきたいということをお願いしたいと思います。以上です。

○議長　以上で２番、小田高正君の一般質問を終わります。

ここで、会議を閉じて10分間休憩します。

休　　憩　　10時15分

再　　開　　10時25分

○議長　休憩を閉じて、休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続行します。

○議長　次に５番、西村良子君。ご登壇ください。

○５番　西村良子　皆様、おはようございます。それでは、通告にしたがいまして、私は二つの項目について質問をいたします。最初に選ばれる町に向けた多様な住まいの整備についてです。

先ほど議長、町長のご挨拶の中に触れておられましたが、今、宇田郷地域の浦、浜が活気づいており、宇田郷地域全体にも元気を生み出しております。皆様方もご承知のとおり、宇田郷地域には２つの漁業地区がありますが、その一つの尾無地区の「尾無定置網組合」が、「株式会社宇田郷定置網」として

新たな一歩を踏み出しました。尾無の定置網漁業は戦前から、地元漁業者が結束してこの漁法を維持してきました。この度、これまでの組織の見直しや改善を図るとともに、もう一つの漁業地区の今浦・元浦地区が平成14年から休止していました両浦地区の定置網業を一緒に復活させて、萩阿武管内では唯一の民間が操業する大型定置網事業として、宇田定置用の網の新設や、本船も新造して装いも新たな船出となりました。

去る10月18日、県漁協宇田郷支店で竣工式が行われました。当日は朝から快晴で、多くの地元住民も集まる中、新船の「第十八おなし丸」から紅白の餅まきが行われ、地元漁業者は「40年ぶりの新船の船出はもうしばらくは見られんぞ」と話しておられました。このうれしいニュースは新聞、テレビ等でも報じられました。また、11月７日には、宇田浦の姫島周辺の新漁場へ向けて初操業となり、大漁の魚を積んだ新船の帰港に浜は活気づきました。

さて、「株式会社宇田郷定置網」は、会社構成員がこれまでの10人から新たに４人の社員を増やし14人の会社となりました。新社員の４人は、他地区からの参入者となっていますが、一人はＵターンによる奈古地区の出身者で、他の３人が町外からの参入です。

また、全構成員の14人の内、半数の７人が他地区からの参入で、その内単身者は３人となっておりまして、今後もこの傾向は増加すると予測されます。年齢構成を見てみますと、20代−１人、30代−１人、40代−５人、50代−２人、60代−４人、70代−１人となっており、定年を概ね70歳としておりますので、今後若い世代の参入は必然となってまいります。

私は、平成26年の９月議会で「生産現場を重視した町営住宅の建設について」を質問いたしましたが、翌27年には予算化をいただき、現在、尾無地区に２戸の町営住宅が、来年３月竣工に向けて建設中です。行政のこの迅速な対応は、地元漁業者の強い連帯と、意欲ある漁業への取り組みに応えていた

だいたと漁業者はもとより、住民の方々もその対応に喜んでおられます。

しかしながら、現在、町営住宅の入居条件が家族世帯となっているため、今回参入の単身者の当町営住宅の入居が困難と思われます。できるだけ生産現場に近い住まいが理想ですが、当面、単身者は民間の住宅を探さなければなりません。しかし、空き家となっている住宅は、単身者が生活するには広すぎたり、住宅周辺の管理等もあり困難な状況です。

そこで、町長のお考えをお尋ねします。阿武町を選んで入って来られる方々、特に若い世代や単身者も増加する傾向にある中で、単身者用の住宅が奈古地区では整備されましたが、今後の見通しを考慮していただき、更に尾無地区に単身者用の町営住宅のご検討をいただきたいと考えます。また、併せて、現在福賀地区にもニューファマーズ制度での研修生や新規参入の若い世代が農業後継者として、農業に取り組んでおられますが、単身者用住宅が必要ではないかと考えます。

今、阿武町が進めております「選ばれる町」づくりに向けた多様な住まいの提供と整備、さらに一歩進めた若い世代が集う交流の場づくりや交流活動等の条件整備は、重要かつ喫緊の課題と考えます。中村町長のお考えをお尋ねしまして、この質問を終わります。

○議長　ただ今の５番、西村良子君の１項目目の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長　５番、西村良子議員の「選ばれる町」に向けた多様な住まいの整備についてのご質問にお答えいたします。

まずは、１項目目の選ばれる町に向けた多様な住まいの整備についてのご質問でございますが、はじめに、現在の町営住宅の戸数の状況を申し上げますと、現在、町全体では139戸の町営住宅があります。その内訳は、奈古が117戸、福賀が15戸、宇田郷が７戸であります。その内、一般住宅は全体で31戸あり、奈

古が17戸、福賀が９戸、宇田郷が５戸となっているところでございます。また、現在、建設中の住宅が４戸あり、その内の２戸が宇田郷尾無の住宅で、今後、岡田橋に１棟２戸の建設をする予定がございます。

特に、この宇田郷尾無地区の住宅につきましては、平成 26 年９月議会で西村議員のご質問に対しまして、集落や法人、組合などで指導の受け入れ体制が整い、需要のあるところにつきましては、今後、生産現場である集落内に特定の目的を持った住宅の建設が必要であると思われますが、その一方で、通常の公営住宅では入居者の職業等を限定することは難しいため、今後、検討していきたいと答弁致したところでございます。

町では、当初の公営住宅建設計画の中に定住促進事業での整備計画は予定しておりませんでしたが、急遽、「株式会社宇田郷定置網」に就職する新規参入者用の住宅が必要になると言うことから検討致しました結果、宇田郷尾無地区の住宅につきましては、定住促進住宅で整備することにいたして計画変更を致したところでございます。

したがいまして、この定住促進事業の住宅につきましては、通常の公営住宅とは異なりまして、単身者でも入居できることになっておりますので、単身者の大敷組合新規参入者も入居の対象となるところでございます。

続きまして、現在、阿武町が進めております「選ばれる町」づくりに向けた多様な住まいの提供と整備、また、若い世代が集う交流の場づくりや交流活動等の条件整備について、ご質問をいただきましたが、昨年度に策定いたしました阿武町版総合戦略「選ばれる町をつくる」は、次世代を担う若者たちが、30年後もこの町で暮らすことが出来ることをイメージし、そのために今から何が必要なのかと、問うところから始めたものでございます。

そのために、内容につきましてはソフト事業が多くなっておりますが、これは今の 20 代～30 代が求めるライフスタイルに応えることを第一の目的とした

結果であり、若者世代のイメージする生活を実現するための施策であります。

その中で、町といたしましては、先ほどと重複する部分があるわけでございますが、「住まい」、「仕事」、「つながり」の３つを重点施策とし、基本目標に掲げまして、そのもとで８つの事業のプロジェクトに取り組んでいるところでございます。

この「住まい」に関する課題につきましては、一つが「空き家を提供する心理的・物理的ハードルの解消」、二つ目が「空き家の流通の促進」、そして３つ目が、空き家の改修やリノベーション、定住促進住宅やシェアハウス等の「多様な住まいづくり」であります。

次に、「仕事」つまり「働き方」に関する課題としては、一つ目が「第一次産業をはじめとする町内の求人と求職のミスマッチの解消」、二つ目が「町内の仕事の見える化・紹介の仕組みづくり」、そして３つ目が「町外や異業種の人との交流の機会・場づくり」であります。そして最後に、「つながり」に関する課題につきましては、「町のことを知る機会づくり」、二つ目が「出郷者との関係づくり、帰郷の後押し」、そして３つ目が「交流人口の拡大」でございます。

そして、この人口減少となる課題を解決して行くための重点事業として、「住まい」につきましては、「空き家ノートプロジェクト」、「空き家管理プロジェクト」、「思い出不動産プロジェクト」の３つを、「仕事」につきましては「１／４ワークスプロジェクト」と「阿武の玄関づくりプロジェクト」の２つを、「つながり」につきましては「つくろプロジェクト」、「あぶくろプロジェクト」、そして「阿武町式花嫁・花婿修行プロジェクト」の合計８つのプロジェクトを展開しようと計画しているところでございます。この各プロジェクトの詳細等につきましては、既に冊子等をご覧いただくということで、ここでの説明は控えさせていただきますが、現在、「選ばれる町」を目指して、新たな暮らしの

実験室としての「21 世紀の暮らし方研究所」を開設し、多様なライフスタイルに合わせた話し合いや空き家事業における様々な活動等を行っているところでございます。

特に、この通称ラボと呼んでおります「21 世紀の暮らし方研究所」の狙いは、小さな芽を育てて活動人口の拡大につなげて行くことにあるわけでございますが、一見小さな事に見えるかもしれませんが、住民とっては公共事業に参加すること自体、ハードルが高く、その中で自主的に企画をして何かを起こしていくことは、ある意味、難しいことではございますが、これまで行政が担っていたことを町民方が担えるようにしていく中で、公共性があれば、たとえ些細で事であっても、それを公共事業の中に位置づけ、育てていくことで、住民の参加・参画意識が芽生えて行くことが重要であり、そのことが今年度事業の非常に重要な点だと認識しているところでございます。

いずれにいたしましても、住まいや交流の場づくりを進めていくためには、「第６次阿武町総合計画」に沿ったハード事業と、阿武町版総合戦略に沿ったソフト事業の二本柱で進めて行きたいと考えているところでありまして、長期的には、今ある空き家等をさらに活用し、「家を済み継ぐ」という新しい文化を作っていきたいと考えているところでございます。

そのために、西村議員が言われるところの漁業・農業者用の単身住宅とは主旨が違うところもあるわけでございますが、これからもその住宅のニーズにつきましては、これらを把握した中で必要があればそういった事業の取組等も検討していきたいとと考えているところでございます。以上で、１点目のご質問に対する答弁を終わります。

○議長　５番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

（５番　西村良子議員「はい。」という声あり。）

○議長　はい、西村良子君。

○５番　西村良子　早速に、尾無で２戸建設中の住宅で定住促進対策としての住宅として扱っていくということで、今関係者の方がどうしたものかと頭を痛めておられましたけれども、この辺が解決していくのではないかと思います。ですが、そのことについては、皆さん喜ばれると思いますが、先ほど質問の中でも申し上げましたように、この会社、定年を70歳というふうに一応うたっておりますので、新陳代謝図るようになると思います。そうしますと、地元の漁業者でここが賄えると一番理想的な形ですが、現状は多分他地区からの参入というのが前提になって来るのではないかと思いますが、そうするとどうしてもこの住宅は家族持ちの方であれ、単身者であれ必然と需要が出てまいります。

是非、町長さんおっしゃいました、空き家の部分で活動をやっていただきたいと思うんですが、私は他の地区はよく分かりませんが、宇田郷地域を見たら空き家はあるんですね。ところが以前にも申し上げましたが、なかなか荷物があかない、仏様がいる、そんな状況の中であの空き家をもっと回転させられないかなと。いつも思いますが、その辺をもう少し、対応をしていただけると、どんどん入って来られる若い方、家族持ちの方含めてですね、この住宅がある程度対応できるのではないかなあというふうに思いますが、その点ちょっと今後のことを踏まえて、お聞かせをいただいたらと思います。

○議長　町長。

○町長　西村議員おっしゃることは、そのとおりだろうというふうに思っておりますが、やはり人口定住対策、これをやったら一つの特効薬として効果があるというものではありません。法的な要因が集まって人口定住対策が成り立積んだろうというふうに思っておりますが、その中で基本となるところは、先ほどから申し上げておりますが、仕事と住まいだろうというふうに思っておりますが、その中の一つの重要な要件としての住まい、これにつきましては、公営住宅を建てる方法、宅地分譲を行う方法、空き家バンクを有効活用する方法、

そういったことが三つ大きく取り組んでいるわけですが、空き家バンク事業につきましても、従来からいわゆる不用品等の処理をするのに大変な経費がかかるということで、阿武町独自の施策としてそういった補助制度もですね、始めたところでございます。

しがたいまして、それによってある程度の効果が出てくるんだろうというふうに思っておりますが、基本的には個人の財産でありますから、それを何処まで行政が介入できるかという問題があるわけでありますから、今後ともそういった努力は継続していきたいというふうに思っておりますし、また、先ほども出ましたが定住アドバイザーをですね、今まで４人だったものを10人に増やして、丁度１年前になりますが、そういったことでソフト面でも充実を図っていってですね、ハードとソフト両面からですね、取り組んで行きたいというふうに思っております。

また、将来的なことは分かりませんが、宇田郷の大敷組合の乗組員の方についても定年制がありますから、当然変わっていくことが想定されます。Ｕターンの方が就業されるのか、新規就業者の方が就業されるのか、今の漁業者が就業されるのか全く分からないわけでございますが、その辺のニーズを把握した中で、取り組んで行きたいというふうに思っております。以上です。

○議長　５番、再々質問ありますか。

（５番　西村良子議員、「ありません。」という声あり。）

○議長　はい。再々質問ないようですので、５番、続いて２項目目の質問を許します。

○５番　西村良子　それでは２点目の、農業従事者の高齢化、農業高齢者不足を踏まえた農業の方向についてということで、お尋ねをいたします。

現在、農業を取り巻く環境は、米価下落、農業従事者の高齢化、農業後継者不足など厳しい状況にありますが、阿武町においては、平成27年度の農林漁業

センサスでは農業従事者の平均年齢は、70.4才、65才以上の割合は70.7％となっており超高齢化の現状です。このことが裏付けますように、年々耕作放棄地が増えておりますことは周知のとおりです。一方、国、県の農政の方向は、この状況を踏まえて、農地の集積を図り、組織による効率的な農業生産を展開する法人化への取り組みが、推進されております。

阿武町おいても、県内に先駆けて設立された「農事組合法人うもれ木の郷」を始め、福賀地域に４法人、奈古地域に３法人があり、厳しい状況の中、経営努力がされていると聞き及んでおります。今後、一層法人化の推進が加速されると予測しておりますが、この法人化の用件である、組織を牽引するリーダー、組織の会計や事務等に長けた人材、農地や圃場を熟知して把握している人材等、とこういう要件が必要と私は理解しておりますが、この人材不足等で、法人化に至らない地区や集団があることも現状ではないかと思っております。

さて、宇田郷地域においては、法人化に移行するための特定団体営農組合が２組合ありましたが、７年を経過した一昨年２組合とも、農地耕作の請負や共同作業等の枠は残して解散をしました。郷・つづら地区で構成する宇田郷営農組合は解散に至るまで、２年をかけて話し合いの場が持たれましたが、法人化設立の合意に至りませんでした。今期（４期）の中山間事業が終了する３年後（平成31年）の継続は、現在、構成員の平均年齢が76.2才、農地受け手の４戸の平均年齢が74.5才と高齢農業者の現状にあります。

そこで、余力のある今、耕作できなくなった水田や畑地を荒廃地にしないため、そして、次の世代がＵターンあるいは願わくは、Ｉターン者の参入があればとの観測から、このグレーゾーンの期間、草刈りを主とする「しくみづくり」をつくろうという話し合いを、これから進めることとしています。

併せて、近隣の田部、井部田、平原そして惣郷地区等のリーダーや、田や畑の耕作に黙々と取り組んでいる農家の方々に「あなたが耕作できなくなったと

き、田、畑をどうしますか」の問いかけて歩いてみました。「後取りが帰る見通しもないので、草が生えてもしようがないのう」、「年金じゃ食べて行けんので、やれるまでやらんにゃあのう」、「今、装備している農機具が破れたらそのときじゃのう、どうするかは」等の答が返ってきました。

私は、国や県の今後の農業方向を示している法人化だけでは、立地条件等の悪い中山間地域、加えて超高齢化の中ではそぐわないと考えています。言い換えれば、整備された農地を有効活用した「攻める農業」にはなりませんが、地域保全、地域景観、地域環境整備等が農地を守ることで保たれ、そして、守っている農家はその役割を果たしているとも考えております。この観点から中山間地域の農業は，現状「守る農業」にならざるをえません。

そこで、去る９月議会で小田達雄議員の「奈古地区農業の将来像について」の質問がありましたが、今後、阿武町の３地域のそれぞれ状況は違いますが、現状を踏まえながら、町の基幹産業である農業の方向をどう考えておられるのか。また、これまで述べました、宇田郷地域の農業の現状から具体的農業施策等について、町長のお考えをお尋ねします。

○議長　ただ今の５番、西村良子君の２項目目の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長　西村良子議員の２点目のご質問にお答えいたしますが、ご質問の趣旨は、農業従事者の高齢化と担い手の不足により、組織化に懸念をもっておられる今後の農業施策についてのご質問でありますが、農業従事者の高齢化や、耕作放棄地の増加傾向につきましては、９月定例議会の際の小田達雄議員の「奈古地区の農業の将来像について」のご質問と重複する部分もありますので、省略させていただきますが、耕作放棄地の進行の防止は、中山間地域における喫緊の課題であり、国においても平成29年度予算の概算要求におきましては、農地中間管理機構の事業運営や農地の出し手に対する協力金の交付などを支援す

る予算として、今年度対比157パーセント増の208億円が計上されているところでございます。

また、９月定例議会における小田達雄議員の質問を受けまして、毎年11月上旬に行われております県知事に対しての平成29年度山口県予算等に対する要望事項として、新たに中山間地域における耕作放棄地対策の施策について、実効性のある施策の対応を図っていただくように要望したところでございます。

ここで、ご質問の中心であります「宇田営農生産組合」の歴史をひもといてみますと、特定農業団体、この後は特団と言わせていただきますが、特団宇田営農生産組合は、平成19年２月18日に郷、つづらの２集落を対象に設立され、構成員が21戸、27人、経営面積は12.7ヘクタールでスタートをしておられます。また、宇田郷地区では、宇田営農生産組合のほかに、平成19年３月19日には田部集落においても特団田部営農生産組合が設立をされているところでございます。

特団宇田営農生産組合は、水稲作付け中心の経営であり、基本的には農地所有者がそれぞれの農地を耕作する方式で、平成19年３月から平成27年３月までの８年間の経営に取り組まれました。この８年間のうち、平成25年から27年の３カ年ついては、特定農用地利用規程の有効期限を延長した中で経営を継続されていたことから、地元、そして農協、県の萩農林水産事務所及び役場経済課が連携して、法人化に向けての説明会や検討会を開催し、法人化への組織化を進めてきたところでございますが、組織化後の農地の受け手である法人と、出し手である農地所有者との思惑が一致しないこと、組織化後の担い手の問題が特団の役員さんにとって先行き不透明と判断されたことなどから、法人化への道が絶たれたところでございます。

町内の農事組合法人は、現在７つの法人があります。平成９年に「うもれ木の郷」、平成15年に「福の里」「あぶの郷」、平成22年に「宇久ファーム」、平成

23年に「木与なぎさファーム」、平成25年に「飯谷笹尾」、そして昨年、平成27年に「河内」が設立をされたところでございます。

この７つの農事組合法人は、それぞれが特色を持った経営をされております。例えば、「うもれ木の郷」では、水稲と大豆中心の作付けを行い、水稲は「うもれ木米」、大豆は法人の女性部が豆腐の製造、販売を行っておられるほか、エコ米の栽培として、山口大学剣道部の学生を招待し、人力による草取り作業もしていらっしゃるところでございます。

また、「福の里」は、水稲中心ではありますが、主食用米のコシヒカリ、モチ米、酒造好適米の山田錦、飼料米の作付けをされており、モチ米は法人女性部が餅の製造販売のほか、おかき等を福の里直売所を中心に販売されているところでございます。また、酒造好適米につきましては、町内でもいち早く取り組んでおられるところです。また、今年度より直売所の隣接地に完成しました、ＥＧＦと農福連携にも取り組んでおられるところです。

また、「あぶの郷」につきましても水稲中心の作付けでありますが、主食用米のコシヒカリのほか、設立当時より耕畜連携による飼料用稲の栽培に取り組んでおられるところでございます。また、「宇久ファーム」は、主食用米ひとめぼれ、ヒノヒカリのほか、飼料用米、にんじん、大豆のほか、裸麦の作付けと多種品目の作付けを行われているところでございます。

また、「木与なぎさファーム」では、主食用米のヒノヒカリ、コシヒカリのほか、飼料米、裸麦の作付けを行われており、ミネラル米の「木与なぎさ米」と命名し、ブランド米として販売がされておるところでございます。

紹介しましたように、町内で設立された農事組合法人はそれぞれの特徴、特色を生かした経営をされておりますが、日常のほ場管理は農地の出し手であったり、管理のエリアを割り当て方式による管理方式をとられているようでございます。

また、このほか法人設立に当たってのメリット等につきましては、説明会の度に縷々ご説明をさせていただいておりますので、ここでのご説明は省略させていただきますが、農地の利用集積、集約化を行うことによるメリットについては十分なご理解をいただいているものと考えているところでございます。

阿武町内では、農事組合法人の先駆者である「うもれ木の郷」は、法人の経営、営農活動を共同化された結果、法人内の４自治会の統合をされ、営農活動のほか集落活動、コミュニティー活動につきましても共同化がされているところでございます。

その一方で、自治会組織に移行した際、宇田郷地区では12集落が４自治会へと統合され、町内の自治会としては先進的な活動をしていただいていると認識しているところでございます。私は、常に、役員や担い手を求める場合において、大きな集合体から人材を求めない限り、人材の確保ができなくなると申し上げているところでございまして、宇田営農生産組合の構成員の意見としての、役員や担い手の将来的な不安につきましては、先進的に取り組んでいただいております、宇田中央自治会のように、可能な限り広いエリアを対象に協議を進められ、将来を見据えた営農を目指されることを期待しているところでございます。

また、個人営農の場合、今後、その農家の事業主さんが高齢化等により農業が継続不可能となった場合、必然的にその農地は遊休農地から荒廃農地、耕作放棄地へとなる可能性が大きいわけであります。宇田郷地区におきましては、平成８年度から10年度に国営農地再編整備事業によりまして、ほ場整備が行われていることから、耕作条件は良いというふうに認識をしているところでございます。農家の高齢化等によりまして、ほ場整備された農地が耕作放棄地となることを避けるためにも、改めて今後の組織化、法人化に向けた地域の合意形成に、地元で努めていただきたいというふうに思っているところでございます。

その際には、私ども、町執行部といたしましてもできる限りの支援を行う所存でございます。答弁を終わります。

○議長　５番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

（５番　西村良子議員「はい。」という声あり。）

○議長　はい、西村良子君。

○５番　西村良子　縷々、前向きな取組をしているいろいろな事例、町内の事例等ご説明いただきました。その辺は重々承知の上で質問をいたしたんですが、よく本当に農地を、ご主人が亡くなられ、ご自分もできなくなったときに、お話をされるのが農地中間管理機構、あれに預けたら何とかなるでしょうか、というようなことをよく聞きます。確かにそういう制度があって、なんですけど、私が説明するのが、いやあれは他所からそういう組織が来たり、特定な人が来て作ってくれるという、そういうものではないんです。地元に受け皿がなければ、地元にそういう取り組む人材がなければ、あれは機能しないんですよ。だから正に宇田郷地域には絵に描いた餅です。あの管理機構というのは。私はそういうふうに思っておりますけれども、そこで私が今日質問した思いはですね、もっともっと私どもも、町長もおっしゃったように、要は農地は自分たちの財産だという基本がありますけれど、かといってこれは自由にやれる状況にはありませんので、折角ほ場整備をしたあの整備された農地をやっぱり農地として活かす、そのことを皆さんは、農地として手放したいというふうには思っておられないんです。で、先ほどは私の地域のことを、あの事例で上げましたけれど、当面今それが、動かないということになったそのグレーゾーンの期間を、私どもは何とか草を生やさすまいと、何とかきちっと、何年か経って後継者が帰り、新規参入が入って来れば農地として活かされる。それは、きちっと守り次につないでいこうと、いう思いがありますので、そこで私がお尋ねをしたいのは、阿武町は単独町政です。国県の方法もありますけれど、基幹産業である、

一次産業、漁業は今非常に元気、宇田の場合もそうやって元気が出てまいりましたけれど、農業は私の宇田郷地域は一番いま厳しい状況にあるわけで、その辺を町独自の対応、施策、それを少し考えていただけないのかな、とこのことをちょっと私は含んでお尋ねをしたんですが、今是非今後努力をして欲しいということですから、そのことは努力をしないといけませんけれど、そういう状況を、にっちもさっちも成らない状況で、何とか農地を抱えている人たちが、この農地を守りたいというときに、何とか町独自の方策、そういうものが考えられないかな、とうことで町長にお尋ねをいたします。

○議長　はい、町長。

○町長　先ほどもお答えいたしましたが、なかなか、９月の議会でも質問いただきましたが、個人の財産にですね何処まで介入できるかという大前提があるわけでありますし、また、行政がですね、その個人の財産云々についてですね、町独自で施策をもって対応するという話しは、全国的にもまだ例がないんだろうというふうに思っておりますし、また、そのことを具体的にどういったことを西村議員がおっしゃるか全く分かりませんが、考え方としては不可能だろうというふうに思っております。そうした中で、法人を設置して自分たちの地域、農地を守ろうということで法人も設立されておりまして、それぞれ７つの法人が町内ではほんとに頑張っていただいて、全国的な賞ももらっておられます。条件は違いますが、やはりそこには共通して、やっぱりその人材もおられますし、皆が協力体制をちゃんとつくっておられる。そういったところがあるわけですから、何もその地理的条件だけで、云々という話しではないというふうに思っておりますから、今後もそういった地域の真のリーダーと成り得る方が、中心で地域で自分たちの農地を守っていくかということを、先ず考えられないと、それがダメだから個人が耕作放棄地につながるようなことを考え実行されておられるということを、それを行政が救うという話しは、なかなか難しいん

だろうというふうに思っております。

なお、農業を取り巻く環境は、これからもですね、厳しくなります。法人を作ったからこれで安心という話しでは無いわけでありまして、法人をつくることは目的ではなく、やっぱり手段だろうというふうに思っておりますが、法人を作ることによって農地を守る。そして、みんなで経営をしていこう。地域を経営していこうということでございますが、まあ法人もですね、あの小さいところの法人もまた厳しくなるんだろうというふうに思っておりますし、また直接支払交付金等の削減もされますので、大変そのことを睨んで、今努力しておられます。そうした中で、町内の法人では、まだ具体的なそういう話しはないんですが、近くの自治体では、いくつかの農事組合法人が集まって一つの株式会社を作っていく。そして、地域の農地を守っていく。それも一つの方策の一つだろうと思っております。そういった事例もありますので、そのことを参考にして、また議論が進んでいくことを期待しております。以上です。

○議長　５番、ただ今の執行部の答弁に対する再々質問はありますか。

（５番　西村良子議員、「ありません。」という声あり。）

○議長　以上で５番、西村良子君の一般質問を終わります。

ここで、会議を閉じて10分間休憩いたします。

休　　憩　　10時15分

再　　開　　10時25分

○議長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続行します。

○議長　次に３番、白松博之君の一般質問を許します。３番については、自席より一般質問を行ってください。

○３番　白松博之　この席からの、一般質問をお許しいただきありがとうございます。私も阿武町の農業振興について質問をさせていただきます。

阿武町の一次産業、中でも農業は重要な基幹産業ですが、その生産額は年々減少しているのが現実です。町の重要産品として位置づけられている梨、スイカ、キウイなども栽培面積が減少しつつあり、高齢化とも相まって、これらの作目についても、阿武町の特産品として持続して、維持していくことは、大変厳しい現状にあると思います。

農業の振興策については３月議会で質問をさせていただきましたが、その後どのように取り組まれているのか、再度質問をさせていただきたいと思います。ご承知のように耕作放棄地は、奈古地区でもますます拡大し、この対策については喫緊の課題であると思います。

まず、新しい制度としてスタートをした農業委員会について質問をします。阿武町では、農業委員の任期満了後の、４月30日以降、これまでの農業委員10名の体制から、農業委員６名、農地利用最適化推進委員６名の12名体制と変わり、従前の許認可事務に加え、農地利用の最適化を目的とする、いわゆる農地を担い手につなぐ仕組み等が、強化された組織となったと答弁をいただきました。

また、山口県農地中間管理機構とも連携し、荒廃農地対策と同時に、担い手への農地利用の集積、新規参入の促進など、農地利用の最適化を一層推進するとの答弁をいただきましたが、具体的にはどのように動き始めているのか答弁をお願いします。

奈古地区の耕作放棄地は、今や山間部から町中の平たん地にも広がっています。そこで耕作放棄地の活用方法の提案ですが、この住宅地のそばまで広がった耕作放棄地を、市民農園のような形で貸し出すことはできないでしょうか。

農地法第３条に抵触するなどの問題はあるかと思いますが、景観や阿武町のイメージにも大きく影響を与えている耕作放棄地の縮小につながればと思っています。活用方法は野菜の栽培だけでなく、皆さんの希望や場所によっては比較的管理のしやすい、ブルーベリーや柿など果樹の栽培についても提案してみてはいかがでしょうか。有害鳥獣被害についても、団地ごとに共同で管理をすれば比較的容易ではないでしょうか。

次に後継者対策について質問します。３月議会の答弁で、町内７法人と各営農生産組合、県、ＪＡ、町で組織する阿武町農業担い手連携協議会を、昨年６月に立ち上げており、こうした地域連携組織を活かし、地域の課題解決に向けていきたいと考えているとの答弁をいただきました。その後どのような動きが出ているのでしょうか。お願いします。

定住や新規農業希望の方が、今年に入って１家族と３名来られました。私の所に宿泊され、阿武町の農業の現状などについて話しました。その内単身者１名、１家族が、来年３月に定住予定とのことですが、２名の方は行政からの説明を聞いて、他の地域へ行かれることになりました。入られる方の一生を左右することなので、安易に良いことばかりは言えませんが、せめてお試しで１年間体験できるような進め方はできないものでしょうか。

これは海士町での視察で学んだことですが、１年間の体験の中で将来の進路について判断していただくためには、入りやすく出やすい環境づくりも必要ではないかと思います。多くの方が体験し、結果的にその中の何名かが農業や漁業に興味を持ち、定住に結びつけるという積極的な受け入れ体制が必要だと思います。

皆さんは農業女子という言葉をご存知でしょうか。最近では農林水産省も力を入れており、女性農業者が新たな商品やサービス・情報を社会に広く発信し、農業で活躍する女性の姿を多くの皆様に知っていただくための取り組

みです。

これは鳥取県の農業高校の例ですが、女子学生がクラブ活動の中で、地域の耕作放棄地を借りて野菜作りを始め、販売をしているそうです。
農業はやりがいがあって面白いと、いきいきと話しているのを聞きました。
将来の農業後継者育成のためにも、阿武町で実現できないでしょうか。これら２件について町長の見解をお願いします。

次に阿武町の定住対策について質問をいたします。平成27年４月に出された第６次阿武町総合計画の中で、住民アンケートがあります。その中の中学生、高校生のアンケートで、阿武町が好きかの問いに対して54％が好き、どちらかと言えば好き40％。また阿武町は住みやすいかの問いに対し住みやすいが54％、どちらかと言えば住みやすいが32％と大変好印象を持っています。
それに対し、定住の意向では、今後も住み続けたいが14％、どちらかと言えば住み続けたいが45パーセント、合わせて60パーセントと、はじめの問いに対して低くなってはいるものの、依然大きな数値です。しかし現実には、残念なことにほとんどの子供たちが阿武町を離れているのが現実です。
理由は、買い物や遊ぶところがないが最も多く、次に将来やりたい仕事がないということですが、やはり働く場がないということが最も大きな原因ではないでしょうか。

今、阿武町の若手職員による、選ばれる町づくりのプロジェクトが進められていますが、このままでは他の市町村と何を比較して選ばれる阿武町かわかりません。働く場の確保は、農業においても同じことで、しっかりとした受け入れる基盤づくりができていないからだと思います。従来の稲作に依存した農業から脱皮するためにも、専門家も交え、阿武町で栽培可能な作目の洗い出しと、その中から採算の取れるメニュー作りも必要ではないでしょうか。以前にも申しましたが、阿武町の優れた地域特性と土地条件を生かした、

積極的な農業政策を望みます。町長の答弁をお願いします。

現在学校給食のメニューに地元産食材が足らないとのお話を聞きました。地域を愛する教育に、顔の見える人たちが育てた野菜を供給することは、とても大切なことだと思いますし、グループとネットワークを立ち上げればすぐにでも実現できることだと思います。まずは小さなことからでも野菜作りのメニューを広げ、地域に定着させることはいくらでもできると思います。

本来阿武町で育った若い世代が、郷土を愛し定住していただくことを望みますが、とかくＩターン者を呼び込むことは積極的であっても、阿武町で育った若者には、さほど働きかけがされていなかったように思います。高校、大学を卒業して、阿武町に残る皆さんにも、色々な面で手を差し伸べていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。町長の明解な答弁をお願いします。

○議長　ただ今の３番、白松博之君の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長　３番、白松博之議員の「阿武町の農業振興について」のご質問にお答えいたします。

まず、農業委員会法の改正に伴う、農業委員会の具体的な活動についてのご質問でございますが、議員お尋ねの活動内容につきましては９月定例議会の小田達雄議員の質問でもお答えをしておりますが、農地利用最適化推進委員の業務は、毎年８月頃に農地の利用状況調査を実施し、遊休農地と判断される農地については、その年の11月末までに農業委員会を経由して、自ら耕作するか、自ら借り手もしくは耕作者を探すか、農地管理機構に貸し付けるかといった、利用意向調査書を発出し、翌年の１月末までに、遊休農地所有者から意向の表明を受けます。

そして、６ヶ月後の８月に前年度と同様の利用状況調査の際に、前年度の

遊休農地の状況について確認し、遊休農地所有者が意向の通りの管理を行っているかを確認し、耕作放棄地防止を促すと共に、意向通りの管理が行われていなかった場合には農地中間管理機構との協議を勧告する役割を持っているところでございます。また、農地中間管理機構との連携により、管理機構に預託された農地が効率的に担い手や受け手希望者へ斡旋するなどの役割を担っているところでございます。

このように、新たに組織化された農地利用最適化推進委員の役割は、現地確認と対象農地を耕作放棄地としないように所有者の意向確認作業をすることに特化し、今年度より活動を開始したところでございます。

次に、耕作放棄地対策の活用方法についてでありますが、奈古地区における遊休農地、荒廃農地は広がりつつあることは、議員ご指摘のとおりでございますが、この原因としましては、大きく２つにあると認識しておりますが、一つは、ほ場整備が未実施であり、大型の農作業機械が利用できない状況にあり、作業効率が悪いことから農地の受け手がないためと、もう一つは、農業従事者の高齢化に伴う離農によるものと推測をされております。

まず、議員ご提案の市民農園のような形での貸し付けでございますが、市民農園を運営するとなりますと、農地を借り手だけにゆだねる方法では管理・運営が成り立たず、農地の所有者や預かり手が日常の管理をする必要があり、農地が遊休農地や荒廃農地となった経緯から考えますと、いささか無理なところがあるんだろうというふうに考えざるをえないところでございます。なお、町が造成し、供給しました美咲分譲宅地購入者や、美里住宅、水ヶ迫住宅及び岡田橋住宅に入居された方で、農地を借りたいというような希望を言われた方は、これまでにはいらっしゃらないところでございます。

また、遊休農地の活用方法ですが、議員提案の作物もありますが、現在、新たな産地化への作付けとして、山口県薬用作物産地化推進協議会と山口県

が新たに産地化を目指す、トウキ、シャクヤク、ミシマサイコ、ドクダミ、セネガの薬用作物の試験栽培が、福賀のうもれ木の郷、福の里で行われており、これも遊休農地利用の一つの対策であろうと考えるところでございます。なおこの、薬用作物については、鳥獣被害を受けにくい産物であると伺っているところでございます。

次に、後継者対策でありますが、阿武町農業関連担い手連絡協議会は、平成26年２月に「阿武町農業関連担い手連携会議」として、町内の担い手の中枢である農事組合法人の協議の場として立ち上げ、何度かの会議を持った後に、平成２７年３月には現在の「阿武町農業関連担い手連携協議会」に組織名を変更し、今年３月の会議においては、「奈古・宇田郷分科会」を組織することを決定したところです。

こうした中、福賀地区の４法人につきましては、西村議員の質問の中でも答弁しましたとおり、各法人が特色を生かした比較的安定した経営をされていることから、担い手の空白地域での遊休農地が増加状況にあります奈古・宇田郷地区を対象に、今年８月に「奈古・宇田郷分科会」を開催し、担い手の中心である、農事組合法人宇久ファーム、木与なぎさファーム、河内の代表者の方に出席をいただき、経営状況や作付状況について話し合いの場を持ったところでございます。この話し合いの中では、法人内の年齢構成の問題や、収入を増やすにはどのような営農が必要であるか、また、決算書の摺り合わせによる、決算方法の共有化を図ることで協議を終えたところでございす。これを受けまして次の分科会は、来年２月頃に開催する予定としているところでございます。また、担い手協議会の活動として、法人の担い手に関する意見交換会を実施する予定としているところでございます。

次に、定住や新規就農希望者の受け入れについてでございます。

議員ご発言のとおり、今年になって１家族と３人の方が定住や新規就農希

望で、阿武町を訪問されているようでございます。

１家族につきましては、定住予定と伺っているところでございますが、新規就農希望の青年については東京での農業フェアで阿武町に興味を持ち来町されたところでありますが、その青年は新規大学卒業で、就職についても内定していたようでありますので、とりあえず内定したところに就職し、それでも就農希望があるようであれば、また連絡をいただきたいと促したものでございます。

また、定住希望の２人のうち、お１人につきましては、福賀への定住が決定したと聞いておりますが、もうお１人につきましては、就業が不明であることから、保留としていたところでございます。

また、議員も発言しておられますが、新規就農につきましては本人の一生を左右するものでありますので、町といたしましても安易に農業への就業を進めることはしておりませんが、議員ご紹介の、海士町の体験職場は、海産物の加工販売を行うような法人であることから、そのような体験を通じその法人就職の道も選択肢があるようでありますが、町におきましても、福賀下東郷にお試し住宅を整備していることから、短期間の体験農業への就農について、各農事組合法人と協議・打ち合わせをしながら検討を進めて参りたいと考えているところでございます。

また、近年若い女性の農業への関心も高まり、労働力の面からも大いに期待するものでございますが、私は、会合等の都度、女性のパワーの必要性を申し上げてきているところでございますが、議員ご紹介の事例には共感を覚えるところでございますが、本町を見てみますと、県立奈古高等学校につきましては、農業系の生物資源科学科と、萩高等学校の奈古分校には総合学科に農業系列と普通系列の２系列があり、２年進級時に専門選択をし、その上で農業系列には生活専攻、農業専攻、食品専攻とさらに専攻をするようでご

ざいます。聞くところによりますと、分校生徒は、現在１年生のみでありますが、男子４人、女子19人とのことであり、特色ある専攻に期待を持っておりますが、議員ご紹介のように、多くの女子生徒が農業専攻をとり、生き生きと活躍してくれることを期待するものでございます。

次に、阿武町の地域特性と土地条件を生かした、積極的な農業政策でございますが、ご発言のとおり、従来の稲作に依存した農業からの脱却は大変重要な事項であることということは認識しております。

今後、特色ある作物の選択におきましても、「阿武町農業関連担い手連携協議会」に委ね、一定の方向性を見いだしていきたいと考えているところでございます。

次に、学校給食における地元食材不足についてのご質問でございます。

ご発言のとおり、町では郷土愛を育む教育の中で、できうる限り町内産物、もしくは県内産物を児童生徒に給食の食材として供給することを心がけているところでございます。

そこで、議員ご指摘の食材不足のご指摘でありますが、従来より阿武町給食センターにおける食材の産地につきましては、その季節のメニューにより若干の変動はあるところでありますが、町内産の食材使用率が30から40パーセント弱、県内産の食材使用率は70から80パーセントを推移しているところでございます。

このような中、今年の夏から秋にかけての、天候不順の影響により、葉物野菜を中心に高騰しておりますことは、議員ご高承のとおりでございますが、給食の単価につきましては中学生が282円、小学生が242円と決められているところでございまして、例えますと、例年１玉150円で購入できる白菜を、単価が限られた中、１玉500円から600円するようなものを使用することは不可能でございます。

しかしながら、野菜が高騰しましたこの期間におきましても、メニューの工夫や町内の生産者の方のご協力をいただきまして、６月の第４週目の１週間で、町内産の食材使用率36パーセント、県内産の食材使用率82パーセントに対しまして、11月の第３週目の１週間での町内産の食材使用率29パーセント、県内産の食材使用率85パーセントと大差はなく、議員ご心配の地元産食材の不足には至っていないとの結果でございました。

このように、給食食材につきましても地元産物にこだわり、児童生徒に供給できますことは、町内の生産者の皆様方の多大なるご協力によるものでございまして、町内の子供たちに対する生産者の皆様方の郷土愛の一つの表れであろうと考えているところでございます。

なお、農福連携の取り組みとして、福賀地区に野菜カット工場を建設し、今年度から稼働を開始をされました。社会福祉法人ＥＧＦからも冷凍野菜として、福賀産のホウレンソウ、小松菜、チンゲンサイを供給し、地産地消の増進を図っているところでございます。来年度からは、奈古宇久のニンジンも追加されると聞いているところでございます。

子供たちは、地域の宝物であり、地域住民の皆さんからも大切にされておりますことは、このようなことからも十分確認できることを事例の一つとしてご報告し、答弁を終了いたします。

○議長　３番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

（３番　白松博之議員、「はい。」という声あり。）

○議長　はい、白松博之君。

○３番　白松博之　丁寧な答弁をいただきありがとうございます。しかし、耕作放棄地の解消については、いろんな今説明がありましたように、緊急を要する課題に関わらずまだまだいろんな協議がされるということですので、今後に是非とも期待したいと思います。

私は、３月議会でも、その時でも町長答弁されましたように、現実には奈古地区の法人が奈古地区のいわゆる耕作放棄地には関わっていかれることと思いますけども、現実には、法人中心ということですが、今法人もそれぞれ自分のところの農地の維持管理、収益を上げることに手一杯な状況だというふうに思っております。いろんな事を今後考えられると思いますが、やはり、この今既存の法人だけに頼るということではなくて、当たらし施策を是非とも考えて頂きたいというふうに思います。

耕作放棄地の活用については、やはり前回も申しましたように、水田を畑地化するための排水対策が必要なことは以前述べましたので、今回の申しましたアイディアについても、いろんなことで、この耕作放棄地の使えるような状態にしていくということが、そのような条件整備が今一度必要ではないかと思います。もし町長にありましたら、具体的な答弁をお願いします。

次に、新規就農の定住についてもう一度お聞きしますが、入りやすく出やすい環境なら、阿武町での農業や林業、或いは漁業について実際に体験してみたいという方は、私は多いと思います。私のところに来られたいろんな方に聞いてみましても、入ったらもう２度と出られんよ、というふうなことではなかなかプレッシャーがかかって、農業はできないけれどもそういうふうな緩やかな体制が結果的には沢山の人を呼び込むことに、つながるんじゃないかと思います。門戸を是開いて頂いて、積極的な呼び込みをして頂きたいというふうに思います。

それから、１/４ワークスでも述べられておられるように、阿武町型のハローワークのような、これはホームページを活用しての、きめ細かな働く場の開示ということが、是非とも大切だというふうに思います。今回やまぐちワーキングホリデーという制度がスタートしました。この制度は都市部の若者などを２週間から１カ月程度の期間、地域に滞在してもらい働きながら地域

住民との交流など、若者の県内回帰の流れを作り出し将来の移住定住や、地域の活性化に繋げる制度です。これらの制度を活用するためには、現在あるお試し住宅だけでなく、簡易な宿泊研修施設も必要ではないかと思います。是非ともこの様な制度を積極的に活用し、阿武町の活性化に繋げるべきだと思いますが、町長の答弁をお願いします。

○議長　はい、町長。

○町長　大きく３点ほど、再質問をいただいたわけでございますが、先ず耕作放棄地の問題でありますが、先ほど西村議員の中でもお答えしましたが、個人の財産をいわゆる公が何処まで介入できるかという問題があるわけでございますが、そうした中で、奈古地区耕作放棄地が広がっておりますが、これを奈古地区の３つの法人が耕作放棄地対策を行うということは、これは不可能でありますから、それぞれの法人の自分のエリアの中では、管理はされるというふうに思っておりますが、後は個人の財産に関わることでありますから、これはそのような対応をしていかなくてはいけないわけでありますが、それを解消するために、新たに国の方では法律を制定し、農業委員会法の改正がされた訳でありますから、それを受けて、阿武町では今年度から任期満了に伴いまして、県内の中でもトップスタートを切った訳であります。

したがいまして、今年度から始まっておりますから、徐々にこの法律の改正に伴いまして、この制度の運用が全国各地で行われていくようになりますが、その中でですね、いろんな成果が出てくるんだろうというふうに思っておりますし、また問題点も見えてくるんだろうというふうに思っております。

したがいまして、今年度できて、まだ４月からでありますから、７カ月くらいで結果を求めて耕作放棄地が解消してないというふうな判断をするのは、当然早い、今まだ判断をすべき時期ではありませんし、もう少し時間がかかるんだろうというふうに、思っているところでございます。

それと山口県においても、その１／４ワークス、またお試し住宅の関係でいわれましたが、一緒に考えてみますと働く場所と住むところということでございますが、ひとつ今課題として投げかけを、今内部の方で指示しておりますが、私のところで定住奨励金を、交付制度を作っておりますが、転入奨励金についてですね、割と短期間で判断して交付すると、出られたら後返していただくというような制度を作っておりますが、先ほどのご質問の中で、やはりお試し期間というのがある程度必要かな、というような認識を私も持っております。

したがいまして、住宅は今福賀地区にあるわけでありますが、空き家住宅の有効活用をすれば、ある程度対応できるんだろうというふうに思っておりますが、そういったことも含めて、やっぱり総合的に判断して行く必要があるんだろうと、いうふうな認識は持っているところでございます。

なお、山口県につきましてはですね、本当に人口定住対策を、一生懸命対応を取組が始まっておりますし、また第１次産業に対する支援も、大変山口県は、全国１というふうにピーアールされておりますけれど、そういう手厚い支援が始まっておりますから、それと一緒になってまた、共通認識を持った中で、取組をしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長　３番、再々質問はありますか。

（３番　白松博之議員、「はい。」という声あり。）

○議長　はい、白松博之君。

○３番　白松博之　再質問で、申しましたように山口ワーキングホリデーという制度を、是非とも阿武町でも検討いただき、入りやすく出やすい環境づくりの一翼を、この制度で担って頂きたいなというふうに思いますし、法人或いは、各生産部会それぞれ受け入れ体制も、町内の中で是非とも検討されることを望みます。以上です。答弁は要りません。

○議長　はい。以上で３番、白松博之君の一般質問を終わります。

○議長　次に６番、田中敏雄君。ご登壇ください。

○６番　田中敏雄　私は、先般発生しました福賀地区簡易水道の断水を契機に、老朽化した簡易水道復旧工事及び今後の計画について、お伺いをいたします。

今から５年前の３月11日、東日本を襲った大震災を始め、その後全国各地でこれまで経験したことのない、地震、豪雨、高温、等々の異常気象に、国民の誰もが他人事ではない状況に、大きな不安と脅威を抱いておるところで有ります。又、トンネル、橋梁等災害における安心･安全の観点から国は国土強靭化基本法に取組み基本理念として、次の３点が指摘されています。

まず１点、一極集中国土の脆弱性を是正し、多極分散型の国土を建設する。２、特性を活かした地域振興、定住促進などにより国土の均衡ある発展、複数国土軸の形成を図る。３に大規模災害未然防止に努め、災害発生時の政治経済、社会の持続可能性を確保する。県市町村がそれぞれ計画をつくることになっている、としています。こうした計画に沿って、東日本大震災からの復興推進、大規模災害に強い社会基盤の整備、地域間交流の促進、農山漁村、農林水産業の振興等の施策を行うこととしている。ところにあります。

また国土交通省は、地方自治体が管理する道路、橋梁、トンネル、を複数年にわたり大規模な修繕や更新を行う際の、財政支援とする補助金制度を創設すると報じられています。

地方自治体に道路や橋の管理を５年に一度の定期点検が義務づけられ、水道、下水道施設等のインフラ施設の老朽化対策については、具体的な施策は今のところ出ていません。

そこで、先般発生いたしました福賀簡易水道の断水が、10月18日から10月26日までの９日間と長期にわたり断水しましたが、福賀簡易水道は昭和30年

昭和の大合併以前、昭和29年11月１日に供用開始され、福賀村当時、近隣に先駆けて水道事業がなされたことは、先人の皆様の努力の賜と深く敬意を表する次第であります。

当町の水道事業は、福賀地区が昭和29年、次が35年に木与地区、51年に奈古地区、58年に惣郷地区、平成２年に飯谷地区に、８年に宇田地区、15年に宇生賀地区に、簡易水道が設置され平成26年７月現在、2,169人の方が利用され又、飲料水供給施設として昭和45年に筒尾地区、平成11年に河内地区、14年に田部地区、26年に土地区と、町内４地区201人の併せて町内約64.6％、2,370人の方々が利用されておられます。

特に福賀簡易水道に於いては、敷設管が老朽のためにこれまでにも、再三にわたり断水を余儀なくされてきました。今回の断水に於いては、概ね夕方５時から９時までの４時間と、朝５時30分から９時まで３時間30分の時間給水はされましたが、約一週間以上と長きにわたり断水をし、地域の皆様に大変ご不便な生活をおかけした事は、議員の一人としても心からお詫びを申し上げます。

又、町長の指揮の下、対応に当たられました施設課におかれましては昼夜を問わず、建設的に復旧工事に取り組んで頂き、感謝を申し上げます。私も現場に幾度となく足を運びましたが、漏水箇所の判明につきましては、工事がされたのが昭和28年と約60年以上経過しており、この間部分的には管路の補修もされてはおられますが、まだまだ旧管が残っており分岐する箇所にバルブ等がなく、又昭和28年頃の工事でありますので図面も見当たらず、点検箇所が少なく調査に支障を来している事は現地でよく分かりました。

毎分約一トンの水が漏れれば何処かに水がわき出るとか、土砂崩れる、何かが起きるとかがありそうですが、そうしたことも無く、又、専門家による探知機を使用した調査に於いても見当たりませんでしたが、最後に宇田地地区

の終末処理場付近の新管より、漏水していた事が分かり安堵しました。

この一週間以上にわたり断水をしたにもかかわらず大きな問題も起こらなかったことは地域の皆様方が平素から防災の基本であります、自助、共助、公助の役割を十分理解されて、行動された御協力には、改めて感謝申し上げます。

今回の断水を通じ、全面断水ではなく時間給水をされた事は、風呂、トイレ等に於いても、高齢者、一人暮し等弱者が多い今日非常に助かりましたが、中には、「まだ見つからないのか？」「何をしているのかと」、お叱りをうけたこともありました。人が多く集まり水を多く使用する所や、水を使っての商売等々、の皆様には特にご迷惑をおかけした事と思います。中には、隣の町では復旧工事がこんなに長くかかることはないぞと、いった声も聞きました。

当町は、健全財政を目指して、これまでにも限りなく職員数を、近隣にないほど削減をしてきましたが、今回のように断水が長期間にわたる場合には、課を超えた連携プレーが求められるのではないでしょうか。

たとえば民生課では、一人暮らしのお年寄りを始め、住民の健康管理は大丈夫なのか。経済課おいては、野菜等の生育には支障は無いか。総務課では火災が発生した場合消火栓での対応はどうなのか。等々、今回のように断水が長期化するときには、担当課だけではなく横の連携が必要になることは言うまでもありません。

当町の様に助役、副町長も置かないところでは、町長の強いリーダーシップが求められます。課長で出来ることには限界があると思います。住民の皆さんも、今回を通じ水道の有り難さをより実感され、同時に水道施設の維持管理に大きな期待が寄せられます。

そこで町内の老朽化した簡易水道の維持管理は、厳しい財政の中ではありますが、今後どのように取り組まれるのか、水は命であります。町長の考え

をお伺い致します。

○議長　ただ今の６番、田中敏雄君の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長　６番、田中議員の老朽化した簡易水道管の復旧工事及び今後の計画についてのご質問でございますが、はじめに、先般発生いたしました福賀簡易水道の漏水の状況につきましてご説明を申し上げます。

町といたしましては、10月18日の断水となります２週間前に施設課に設置してある水道監視システムにより漏水の兆候が見受けられましたので、箇所を特定するため、調査を行ってきたところでございます。また、通常は低水位が発生した場合、警報が入ることとなっておりますが、偶発的に警報装置が故障していたために、業者に修理の依頼を指示していた矢先でしたが、そういった状況の下で議員もご承知のとおり、10月18日から26日までの９日間にわたり、朝４時間と夕方から夜にかけての３時間半の給水指定時間以外は断水に至ったところでございます。

調査の経緯としましては、まず、漏水箇所を特定するため、中間附近のバルブを閉めて漏水が上流側で発生しているのか、下流側で発生しているのかを絞り込むための調査を致しましたが、給水を行いながらの調査、また、配水池の貯水量が極端に少量であったため場所を特定することには至りませんでした。

次に、目視調査で石丸旅館下の田の水量が多かったことから、検査をいたしましたところ塩素の反応が確認されましたので、上流側で漏水箇所があると判断し調査を続けたところでございますが、発見には至らなかったところです。

町といたしましては、早く漏水箇所を特定し復旧工事を実施するため、漏水調査専門業者等に依頼、また、給水時間以外は漏水箇所の特定に向け、通

水しながらバルブの開閉調査を進め、最終的に宇田地の漏水箇所を発見したところでありますが、結果的に９日間にわたり断水をいたしまして、福賀簡易水道をご利用の皆様に大変ご迷惑をおかけすることになったわけでありまして、大変申し訳なく思っているところでございます。

この宇田地の漏水箇所につきましては、今月１日に復旧工事が完了し、また、警報装置につきましても今月５日に修理が完了したところでございます。

次に、現在の町簡易水道施設等の概要を申し上げます。町全体で水道施設は営農飲雑用水施設を含めると13箇所ありまして、給水人口が今年の３月末で2,303人、管路延長が約63.8キロメートルとなっております。その内、議員のご質問にもありますが、法定耐用年数40年以上経過した管路延長が、現在約２キロメートルとなっておりまして、いわゆる老朽化率は約３パーセントとなっておるところでございます。ちなみに全国の老朽化率は約11パーセント、そして山口県の全体では18パーセントとなっております。

そうした中で特に福賀簡易水道は、昭和29年１月１日に供用開始をし、昭和46年に下東郷方面の拡張工事、昭和63年に改修工事、そして平成11年に宇田地方面の拡張工事を実施しておりますが、管の一部は供用開始当時から約63年経過しておりまして、漏水等が数回発生し、その都度補修して対応をしてきた状況にあるところでございます。

そこで、議員ご質問の今後の老朽化した簡易水道の維持管理についてありますが、通常の維持管理につきましては、水道監視システムで各施設から送られてくるデータを見て異常がないか計測し、異常があれば現地に行き対応をしているところでございます。

また、断水が長期化した場合や大規模な災害等で断水した場合には、施設課だけではなく他の課との連携協力が不可欠だというふうに思っておりますが、今回のような通常の断水に対しましては、施設課と水道に詳しく実績の

ある地元業者等で協力し対応することとしているところでございます。

次に、老朽化した管路の維持管理についてでありますが、先程も述べましたように、現在約２キロメートルの耐用年数を経過した管があります。この内、廃止にしても良い管が約0.5キロメートルありますので、残りの約1.5キロメートルが現時点で対象になると考えております。

また、今後10年間で更に約7.7キロメートル法定耐用年数40年が到来する管がありますので、これらを含めまして平成29年度中に老朽管路更新計画を策定をいたしまして、平成30年度以降に順次、事業を着手する予定としておりますので、取り組んで行きたいというふうに思っております。

なお、事業につきましては、耐震管への更新事業として実施する、そういった予定としているところでございます。以上で答弁を終わります。

○議長　６番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

（６番　田中敏雄議員、「はい。」という声あり。）

○議長　はい、田中敏雄君。

○６番　田中敏雄　今の町長の答弁の中で、1.5キロメートルが非常に今後も不安なところがあるんだと、いう答弁でありましたが、今、町では公共施設の整備基金を積み立てておりますが、これが13億6,000万円、これが27年度の額でありますが、こういった基金というものは、そういった物へ流用できないものだろうか。ということをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長　町長。

○町長　流用ということは、簡易水道事業に使われるかどうかという事だろうと思っておりますが、ご案内のとおり一般公共施設整備基金につきましては、今言われた金額があるわけですが、これはいわゆる一般会計の基金であります。それで簡易水道事業をやるとなると、簡易水道事業特別会計で事業を実施するわけでありますから、この一般公共施設整備基金を特別会計の方

に使うということは、これは会計法上不可能でありますから、そこはできないわけでありますが、先ほど10年かけて順次事業を実施すると言いましたのは、10年かけますと順次、阿武町でも古い管が40年経過する中で、計画的にそれをやっていけば財源的なものも考慮した中で、対応ができるんではなかろうか、というふうに思っておりますし、古い順番からやっていくという事でございますので、計画をしてその期間で事業費が何億かかるか分かりませんけど、財源の捻出は、それはそれとして考えていきたいと思っております。

ただ、一般的にですね、今国の方が道路とか、道路のトンネルとか、橋梁の老朽化対策を進めておりますが、これは不特定多数の方が利用します施設ですから、国の方もある程度補助等も対応しているわけでありますが、簡易水道は、ご案内の通り、準公営企業でございますので、受益者が限られている中で、受益者がその受益者負担が大原則でございますので、そういったこともありますのでそのことを考慮しながら、健全な財政運営に務めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長　６番、ただ今の執行部の答弁に対する再々質問はありますか。

（６番　田中敏雄議員、「はい。」という声あり。）

○議長　はい、田中敏雄君。

○６番　田中敏雄　そうなりますとですね、今福賀地区の簡易水道は、この1.5キロメートルは、今の町長さんの説明だと、いつ改修されるか分からないと、前向きに取り組んではいくが、と言うことではありますが、そうなると技術的なことになりますが、課長の答弁になるかと思いますが、今回に行ったような調査の仕方でありますと、やはり１週間、普通はどうしても先入観がありまして古い管が破れとるんだと、いうことでこの辺をちょっと、先ほどありました、塩素の加減等そういうことで、まさか新しい管で破裂しているとは誰もが思わなかったんですよね。でも、それを今回の調査を契機にし

て、今度もし、例えば今のような状態が起きたときに、今度は技術的にどのように、例えば今回はここの管が壊れました、でも町長もお話の古い管から随時変えていくと、でも生活しとる人はすぐ明日にでも変えて欲しいのは分かるんです。でも、今度はこういう調査をして皆さん方も安心されるというところは、課長としてどういうふうに取り組んでいこうと、考えておられますか。

○議長　施設課長。

○施設課長　今回の漏水につきましては、町長が答弁いたしましたように、議員がご指摘のように新管が漏水したわけでございますが、今後につきましてはですね、漏水につきましてはいろんな、新管が今回みたいな形で漏水する状況もありましょうし、旧管が漏水する場合もあります。いずれにいたしましてもですね、現場の状況によりまして今回の漏水等の対応等含めまして、今後は例えば下流の方から、通常は下流の方からやるのが原則でございますが、今回のようにですね、配水池の水位が、ほとんど無かったということで、なかなか出来なかったわけでございますが、今後は、下流の方から調査するなりしてですね、早めの漏水対応にして行きたいというふうに考えております。以上です。

○議長　以上で、６番、田中敏雄君の一般質問を終わります。

ここで、会議を閉じて昼食のため休憩いたします。午後１時から再開します。

休　　憩　　12時05分

再　　開　　13時00分

○議長　昼食のための休憩を閉じて、会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○議長　次に、７番、小田達雄君ご登壇ください。

○７番　小田達雄　今年も、師走を迎え皆様方には、ますますお忙しい時期になりましたが、町政の継続という意味から、来年度の事業、予算等も諸準備の段階で、更に忙しい時期になっているかと思います。中村町長におかれましても町政を担われて、まもなく３期12年を終えられようとしておられます。そして今は来年度予算をはじめ今後の町政運営について諸々思案検討されていることと推察いたします。素晴らしい計画が立案されることを期待しております。

さて、今後の課題として、過疎のますますの進行をいかに緩やかにし、阿武町の活性化を図るかと言うことが、大きな課題だと思いますが如何でしょうか。その一つが、阿武町総合戦略計画等今後の町づくり、過疎対策だろうと思います。そこで阿武町でも若手職員を中心に「選ばれる町づくり」構想が町民を巻き込んで推進され、先の地域づくり研究集会でも活発な協議がなされました。そして、最近役場職員を対象として「選ばれる町づくり構想」について、全員研修会が開催されたようです。これは、大変良いことだと思います。ただ、この開催の根拠が担当職員以外は「他部署の仕事」との認識の者がいることから、町職員全員への意識改革をめざし、研修会が行われたと聞いております。

このことについては、一部新聞に報道されておりますが、その中で、「役場外では評価が高いが、役場の中では何をやっているのかわからないと言う声もある」と書いてあります。このことが事実であるとすれば町職員による今後の行政運営に、大きな不安を覚えるもので、これは私だけでしょうか。

町職員の規律も重要ですが、職員間に共通理解・共通目標をめざした人間関係の確立がさらに重要であると考えます。今後この見直しも重要になってくるのではないでしょうか。この原因については、行財政改革の名の下に職員の極端な削減による年齢構成の変化等も、大きな要因だろうと思います。

このような実情を町長はどう見ておられますか。また、このような状況が外部の者に感じられるような事態も、大変憂慮しております。町長はこのような町職員の人間関係や、共通認識・意欲の状況をどのように把握され、どのような対策を考えておられるか伺います。

もう一つは、今日というか将来に関わる大きな課題は道路問題、特に山陰道（益田・萩間）の問題だろうと思います。新聞等の報道によると、先の陳情の場で安倍総理も優先的に考えている、との意思表示があったようですが、新聞報道以外には、殆ど情報が入らない状況です。その後の進捗状況については、みんなが気になっている問題でしょう。まだまだ公表できないことも多くあると思いますが、町長の感触を聞かせてもらえないでしょうか。というのは、中村町長の山陰道については、陳情はもちろん各種審議会委員と早くから関わりが多く、意気込みも大変強く感じられるものですから期待しているところです。

まだまだ地方小委員会での調査検討といった段階でしょうけども、事業化され設計・用地買収・工事等まだまだ気の長い話かもしれませんが、ある程度目処がつけば明るい話題にもなります。また、この山陰道についてはより具体的な要望活動を進めて行かなければと思いますので、更なる努力を期待しています。

このように考えると、中村町長も今までの12年間にインフラ整備事業でも、阿武小学校の改築、奈古駅南側の住宅等開発、道の駅のﾘﾆｭｰｱﾙ、そして永年の懸案であった益田阿武線の開通も、ほぼ目処がついたようです。しかし、最初に言った人口定住化対策等の諸問題と、山陰道の問題については今からが、大きな課題です。今が一番重要な時期だと思います。

そこで、町長としては３期12年だけでなく、もう１期阿武町の町政を担い、諸尽力する意思はありませんか。人口定住化対策等もまだまだです。山陰道

についても今までの国土交通省をはじめ関係部署との人間関係、政治力は大きな財産ですので、更なる努力を期待する声もありますが、町長のお考えを伺います。以上で私の一般質問を終わりますが、町長の明快なる答弁を期待します。

○議長　ただ今の７番、小田達雄君の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長　７番、小田議員のご質問にお答えをいたします。まず、最初に阿武町版の総合戦略につきまして、ご質問頂いたわけでございますが、先ほど２番、小田高正議員、そして、５番、西村良子議員の一般質問の答弁の中でも説明をさせて頂きましたので、詳細につきましては省略をさせていただきますが、いずれにいたしましても、総合戦略を進めるに当たりましては、職員の共通認識が、大変重要になってくるわけでありますが、そうした中で、ややもすると理解が、全ての職員行き届いていないところも感じられましたので、先日職員研修を実施をさせたところでございます。したがいまして、この職員研修の中で、私は、職員の共通認識を図り、横の連携を密にしながら、職員がこれから一丸となって参加、参画し全職員が、オール阿武町のスタンスで、取り組んで進めて行けるんではないかと、いうふうに思っているところでございます。したがいまして、これからもこういった取組については必要な都度、実施をしたいというふうに思っておりますので、ご理解、ご協力をお願いをするものでございます。

次に、山陰自動車道益田萩間に対するご質問があったわけでございますが、この山陰道の益田萩間につきましては、最初の挨拶でも触れましたが平成８年に期成同盟会が発足し様々な決起大会や要望活動を行ってきてまいりまして、今年で丁度20年を迎えたところでございます。特にこの要望活動につきましては、先月も中央要望活動が実施されたわけでございますが、私も機会

ある毎に、山陰道の早期整備を要望してきていたところでありますし、さる10月15日には、田中国土交通省副大臣が来県されまして、木与の洞門箇所を視察されました際には、いかに木与、宇田間が危険な状態であるかをしっかり説明をいたしたところでありまして、副大臣にも充分に地域の実情をご理解いただいたご理解をいただいたものと思って、確信をしているところでございます。

また、先月の10日には山口島根両県の自民党国会議員で作る協議会のメンバーと、両県の知事が安倍総理に対して直接、山陰道の早期整備の要望をされた際には、安倍総理が前向きな発言をされましたことは、新聞等でも報道され周知の通りでございますが、ここに来まして、これまでの活動の成果を実感し、改めて一歩前進できているのではないかと、期待もしているところでございます。したがいまして、近いうちに朗報を届けることが、出来る可能性も出てきたんだろうと、いうふうに思っているところでございます。

しかし、予断を許すことなく今後とも機会ある毎に継続性をもって、一日も早い工事の着工に向けて、議会と一緒になって取り組んでまいりたいと思っておりますので、引き続きご支援、ご協力をお願いし申し上げる次第でございます。

こうしたなかで、私の３期目の任期満了に伴う、来年の町長選挙に伴う出処進退に関するご質問でございますが、今日の阿武町を取り巻く状況につきましては、ご質問の定住対策や山陰道の問題をはじめ、最初の挨拶でも申し上げましたように、多くの大きな課題を抱えているところでございます。こうした中で、これらの諸問題の解決等に向けて、次の１期引き続き、阿武町政を担って欲しい旨のご意見を踏まえ、ご質問をいただいたところでございますが、私は、これからの阿武町を考えたときに、今一番大切なことは、継続性を持った町政運営であると、認識をしているところでございます。

そして、私といたしましても、諸課題解決に向けまして、まだまだ道半ばでありますし、そして今、このタイミングで町長が替わることは、阿武町にとりましても、大きなデメリットの発生につながるとも考えているところでございます。したがいまして、こうしたことを総合的に考慮した結果、次期町長選挙に４期目をめざして、立候補することを決意したところでございます。そして、これまでの、成果を礎に現在と過去をつなぐ架け橋を築くために全力を捧げる所存でございます。どうか、議員各位をはじめ町民の皆さんのご理解、ご協力をお願い申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

○議長　７番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

（７番　小田達雄議員、「はい。」という声あり。）

○議長　はい、小田達雄君。

○７番　小田達雄　最初の町づくりの件で、庁内の職員の、役場の中で何をやっているのか分からないという声があると言うことが、外部に漏れるという問題ですね。というのは職員の中でもそういう者が、多いのか或いはそういうことを言う人がおるんか。こういうことを一番心配しとるんです。

そういうのが外部に出るということは、まだまだ、纏まりがないんじゃないかな。ということでですね、これについてはちょっと簡単に通られたもんですから、あまりにも安易に考えておられたら、重大な問題じゃないかなと思って、ちょっともう一度お聞きしたいんですが。

○議長　はい、町長。

○町長　ご指摘の件についてはですね、これは職員の意見ではなくてですね、一部報じられましたのでそのことをおっしゃったと思うんですが、これは実は私がですねそのことを、危機感を持った中で職員が充分認識をしていない現状があるので、そのことを踏まえて共通認識を持たすために職員研修をやると、いうことでstudio-Lの方に、講師にそのことを申し上げました。

その言葉を、studio-Lの講師は、そこでそのまま言ったようでございますので、職員が云々というレベルの話しではなくて、私がそういった現状にあるのでそれを打破するために、職員研修を、こういう目的でするんだと、いうことでstudio-Lに申し上げて、開催したところでございますので、ご理解をただきたいと思います。

○議長　７番、再々質問はありますか。

（７番　小田達雄議員、「はい。」という声あり。）

○議長　はい、小田達雄君。

○７番　小田達雄　質問ではありませんけども、最後に町長が４期目をめざしてと、立候補すると言われたことについては、決意されたからには、町政の継続、山陰道と諸問題の解決のために、大いに頑張ってもらいたいと思います。答弁は要りませんが、よろしくお願いします。以上です。

○議長　これを以て、７番、小田達雄君の一般質問を終わります。以上で、今期定例会に通告のあった方の一般質問は終了しました。

○議長　ここで、会議を閉じて１５分間休憩します。

休憩　13時15分

再開　13時38分

○議長　休憩を閉じて、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第４　議案第１号から日程第６　議案第３号

○議長　日程第４、議案第１号から日程第６、議案第３号までを一括議題とします。

まず、議案第１号、阿武町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。総務課長。

○総務課長　議案書の１ページでございますが、議案第１号、阿武町職員の配

偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例をご説明いたします。

本案件につきましては、今年の３月議会でご議決をいただきました「阿武町職員の配偶者同行休業に関する条例」の一部改正でありますが、これは国際化の進展に伴い、職員の配偶者が海外の支店等へ勤務や長期海外就学をする場合において、職員がこれに同行する際、地方公務員法の規程に基づき、無給で、最長３年間、同行休業を認めるものでありますが、今回、人事院規則の一部改正に伴い、配偶者同行休業の期間の再度の延長を請求するため、所要の改正を行うものであります。それでは、２ページ、３ページの新旧対照表をお願いします。

２ページ、第１条の目的でありますが、地方公務員法、第26条の６第３項を追加するもので、これは、配偶者同行休業の期間の延長は、条例で定める特別な事情がある場合を除き、１回に限るものとする。という規定を追加するものでありす。また、新たに追加する第６条の２配偶者同行休業の期間の再度の延長が出来る特別な事情は、条例第１号で追加した、地方公務員法第26条の６第３項の条例で定める特別の事情として、公務に支障が無い場合に限り、配偶者の国外での勤務等が３年を超える場合には、同行休業の再度の延長を認めるというものでありす。

最後に、２ページから３ページに係る第７条、配偶者同行休業の承認の取消事由につきましては、第６条の２で配偶者以下の括弧書きが規定されたことに伴い、第７条の括弧書きを削除するものでありす。以上で説明を終わります。

○議長　次に、議案第２号、町長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。総務課長。

○総務課長　議案書の４ページと５ページでございます。４ページからでございます。議案第２号、町長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例について、をご説明いたします。

本案件につきましては、平成28年人事院勧告を受けて、国においては、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正により、期末手当を年間0.1月分引き上げることとし、平成28年度においては12月の期末手当を0.1月分引き上げ、平成29年度においては、これを６月と12月に0.05月ずつ振り分けるもので、本町においても、町長及び議会議員の期末手当を国と同様に条例改正するものであります。それでは、５ページの新旧対照表でご説明します。

５ページは、町長の給与及び旅費に関する条例の新旧対照表ですが、上段の表は、12月の期末手当を0.1月分引き上げ、この12月１日から適用するもので、下段の表は、今回の0.1月の引き上げ分を、来年度から６月の期末手当に0.05月、12月の期末手当に0.05月分にそれぞれ振り分けるため、来年４月１日から施行するというものです。続いて、６から７ページをお願いいたします。

６、７ページは、阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の新旧対照表ですが、５ページの表と同じく、６ページの表は12月の期末手当を0.1月分引き上げるため、この12月１日から適用するもので、７ページの表は、今回の0.1月分を、来年度から６月の期末手当に0.05月、12月の期末手当に0.05月にそれぞれ振り分けるため、来年４月１日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長　次に、議案第３号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。総務課長。

○総務課長　議案第３号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をご説明いたします。

本案件につきましては、これも人事院勧告の関連でありますが、12月の勤勉手当を0.1月分引き上げるとともに、給料表の改定で４月に遡り給料を平均で0.2％程度引き上げるための改正及び、扶養手当の見直しで、配偶者にかかる手当額の引き下げと子にかかる手当の引き上げ等を、来年４月から段階的に改定

するための条例の一部改正です。なお、町長及び議会議員と同じように来年度においては、勤勉手当の0.1月分の引き上げ分は、６月の勤勉手当に現行の0.05月分、12月の勤勉手当に現行の0.05月分にそれぞれ振り分けての支給となります。それでは、19ページからの新旧対照表でご説明をいたします。

19ページでございます。第８条の５は、医師の初任給調整手当ですが、これは月額を41万3,300円から、500円引き上げて41万3,800円に改正するものです。第17条の第２項第１号は、再任用職員以外の一般職の12月の勤勉手当支給月数を、現行の0.8月から0.1月を分引き上げ、0.9月に引き上げる改正をするもので、第２号は、再任用の、勤勉手当を現行の0.375月から0.05引き上げ、0.425月に改正するもので、第17条につきましては、いずれも12月１日から適用するものです。次に20ページから21ページをお願いします。

20ページの第８条の扶養手当は、平成29年４月から２年かけて段階的に見直しを行うもので、配偶者にかかる手当額13,000円を段階的に他の扶養親族と同額の6,500円に引き下げ、それにより得られる原資を、子にかかる手当に配分し、この手当額を段階的に、6,500円から10,000円に引き下げるものです。なお、孫と父母等については、6,500円で変更ありません。

また、20ページから23ページまでの第８条の２扶養手当の届出につきましては、今回の改正に伴い、届出に係る条件整備における条分の改正を行ったものでありす。23ページをお願いします。

23ページの第17条勤勉手当にきましては、再任用以外の一般職の勤勉手当について、今年度12月に引き上げた0.1月分を来年度は６月に0.05月分、12月に0.05月にそれぞれ引き上げるものです。24ページの再任用に係る職員につきましては、本年度の12月に引き上げた0.05月分を、同じく来年度の６月に0.025月、12月に0.025月にそれぞれ振り分ける改正でありす。

以上で説明を終わります。

日程第7　議案第4号から日程第9　発議第1号

○議長　続きまして、日程第７、議案第４号から、日程第９、発議第１号までを一括議題とします。まず、議案第４号、阿武町税条例等の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。住民課長。

○住民課長　25ページをお願いいたします。議案第４号、阿武町税条例等の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

阿武町税条例等の一部を改正する条例についてでありますが、先ず改正の経緯等、施行期日など全体像について説明し、次に内容について説明資料により説明したいと思います。説明が少し長くなりますがよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず、改正の全体像ですが、まず、去る平成28年３月31日に、地方税法の一部を改正する法律（平成28年法律第13号）が交付され、これに伴う税条例の改正については、施行期日等に応じ今年の６月定例会、及び９月の定例会において、承認又は可決をいただいているところでございます。今回の条例改正は、32ページの附則にありますように平成29年４月１日が施行期日となる内容で、これは消費税率10パーセント引き上げに併せて施行される等の条例改正であります。

なお、平成29年４月１日とする施行期日につきましては、今国会における消費税率引き上げ時期の変更に伴う地方税制改正をうけ、施行期日を平成31年10月１日に延長する等の必要な関係一部改正について、来年３月議会で再度上程する予定でありますので、ご理解をお願いいたします。

なお、議案説明資料において、平成29年４月１日とあるもの等につきましては、消費税率引き上げ時期の変更があると読み替えてご参照いただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、ご配布しております条例改正につきまして、改め文につきましては、25ページから32ページに、33ページから44ページは、説明資料、45ページから64ページは新旧対照表であります。

それでは、内容につきまして33ページ説明資料により説明いたします。33ページ、説明資料１をお願いいたします。今回の改正内容は、法人住民税法人税割の税率改正と軽自動車に関係する車体課税関係の、大きく分けて２点であります。これら改正は、車体課税関係の一部を除き、消費税率10パーセント段階に併せ導入されることとなる条例改正であります。

まず、第34条の４、法人税割りの税率からでありますが、これは、法律改正に併せての改正であります。消費税率10パーセント段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率を引き下げることとされたことに伴う規定整備であります。なお、併せて地方法人税、これは国税でありますが、これの税率引き上げを行い、その税収を全て交付税原資化、つまり地方の財源化とするものであります。

税率では、法人住民税法人割を、現行の12.1パーセントから、8.4パーセントに、3.7パーセント引き下げるものであります。なお、この税率につきましてですが、現在阿武町を含めて県内の全ての市町が、現在の法律上の上限である制限税率12.1パーセントを採用しておりますが、これを新たな上限となる8.4パーセントに引き下げるものであります。

なお、説明文のなかで、地域間の税源の偏在性を是正とありますが、この仕組みについては、つまり、消費税が上がりますと、その分特に都市部等の交付税不交付団体の税収が増加し、交付税交付団体との収入の格差、つまり偏在が生じることなどから、これの是正するための措置として行われるものであります。

38ページから39ページの資料２の方をお願いいたします。これは、平成28

年度税制改正に係る総務省資料の抜粋でありますが、38ページ、１の地方法人課税の偏在是正ということで、二重丸、法人住民税の地方交付税原資化とありますが、つまり、消費税率10パーセント段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割を引き下げ、かわりに地方法人税、国税の税率を引き上げるものであります。

引き下げ幅は、角で囲っておりますとおり、都道府県民税分をマイナス2.2パーセント、市町村民税分にあってはマイナス3.7パーセントを引き下げるものであり、鍵括弧の中は制限税率となっております。なお、参考として、同様の引き下げ措置は、消費税率が８パーセントに引き上げられたときも行われた措置であります。

また、関連して同資料の下でありますが、地方法人特別税の廃止等があります。これについては、都道府県の法人事業税の一部を市町村に交付する制度でありますが、ここで詳しい説明は省略します。

次に40ページ、資料３－１をお願いいたします。過去、これまで消費税率引き上げに対して、法人住民税法人税割の税率の引き下げ経緯に関連した説明図であります。左が、改正前とありますが、これが消費税率５パーセント段階、中央が平成26年度改正の消費税率８パーセント段階、右が消費税率10パーセント段階であります。中央の消費税率８パーセント段階において、税源の偏在性を是正するため、4.4パーセントの地方法人税、国税の制度、破線部分でありますが、これが、導入・創設されました。このとき、太枠で囲っております地方税の法人税割の税率引き下げがなされました。

今回の改正は、地方消費税率10パーセント段階ということで、地方法人税、国税の枠を更に拡大し、地方団体の財源である地方交付税原資の枠を増やすというものであります。法人税割りの税率引き下げについての説明は以上で終わります。

次に、軽自動車税の車体課税関係でございます。再度33ページ、説明資料１をお願いいたします。条文については、第18条の３他でありますが、まず、これも法律改正に併せた新設･改正であります。

まず、新設といたしまして、消費税率10パーセント段階として、新たな制度、環境性能割の導入であります。これは、消費税率10パーセント段階において、グリーン化機能を維持･強化するため、軽自動車税に環境性能割を新たに導入するもので、これに伴い、現行の軽自動車税を軽自動車税種別割、単に種別割と標記する場合もありますが、これに名称変更することに伴う規定の整備であります。なお、これは、県の自動車税においても同様であり、一方これら環境性能割の新設にあわせ、これまでの県の自動車取得税は廃止となります。

次に改正として、軽自動車税の種別割におけるグリーン化特例について、現行基準のまま適用期限を１年延長するものであります。なお、このグリーン化特例の１年延長は、これは消費税率10パーセント段階とは関係なく実施されるものであります。

ここで、再び39ページをご参照をお願いします。先ほどの総務省資料ですが、２番としまして車体課税、自動車取得税の廃止と環境性能割の創設とあります。ポイントのみ説明いたします。

消費税率10パーセント引き上げ時において、まず、自動車取得税、県でありますが、これを廃止し、かわりに、自動車税、これも県税及び軽自動車税、市町村税ですが、に環境性能割が創設されます。税率は、燃費基準達成度等に応じ、自動車の取得価格に対し、非課税から３パーセントまでの４段階、営業車及び軽自動車の税率は２パーセントを上限といたします。

それからその次、3つ下ですが、アンダーラインですが、軽自動車税環境性能割は、当分の間、都道府県が賦課徴収等を行うとなっております。また、次ですが、県の自動車環境性能割については、税収の一定割合を市町村へ交付す

るとなっております。これは、現在の自動車取得税の仕組みと同じであります。次にそのしたですが、グリーン化特例この見直し･延長については、県の自動車税、市町村の軽自動車税とも１年延長されるということであります。

次に41ページ説明資料３－２をお願いいたします。41ページでございますがこれは、ただ今説明いたしました制度を図示したものであります。左側が現行制度、現行制度は、都道府県において、自動車税、そして自動車取得税が、市町村は、軽自動車税があります。これが、消費税率10パーセント段階においては、右側に移行するものであります。まず県の自動車取得税は廃止されます。これに変わる新税目として、県の自動車税の中に環境性能割、同様に、市町村の軽自動車税の中においても環境性能割が導入・創設されます。また、これに伴い従前の自動車税及び軽自動車税は区別のために、それぞれ種別割ということになります。

環境性能割の徴収方法は、市町村の環境性能割については、都道府県が、都道府県の環境性能割の賦課徴収の例により行うとされ、その際県の賦課徴収にかかる事務に要する費用は、町が県に、費用補填するとされます。また、減免等のルールは、都道府県と市町村で調整の上、一致させることとされております。次に42ページ資料３－３をお願いいたします。

42ページですが種別割と環境性能割の範囲であります。この資料は、改正案の阿武町税条例82条の抜粋でありますが、実線で囲んである範囲、つまり全体ですが、これが種別割であり、従来の軽自動車税に対する範囲であります。これらの税額に変更はありません。環境性能割については、これは破線で囲っております範囲、つまり３輪以上の軽自動車に賦課されるものであります。この環境性能割の税率につきましては、次ページ43ページ資料３－４であります。

右側部分に、環境性能割の税率について、自動車税、登録車の税率とありますが、これと軽自動車税の税率についての記載があります。先ほど触れました

が、登録車においては、非課税から３パーセントまで、軽自動車税につきましては、非課税、１パーセント、２パーセントの３段階となっておるところでございます。次に44ページをお願いいたします。資料説明３－５でありますが、これは、先ほど申し上げました、１年延長されることとなったグリーン化特例についての説明であります。中央に破線が入っておりますが、これから上が県の自動車税の、延長についての記載、そして下半分が軽自動車税についての記載であります。軽自動車税につきましては、単純に１年延長という内容であります。

最後に、これまで説明した内容についての、条例改正の関係条文につきまして主な部分を説明いたします。説明資料１の33ページからでございます。もう一度済みませんが、33ページをお願いいたします。先ほど申し上げましたように車体課税関係につきましては、第18条の３他でありますが、これについては次ページ34ページから条文毎に解説を記しております。

主な内容につきましては、上から３つ目、第80条におきまして環境性能割は、３輪以上の軽自動車の取得者に課す規定、種別割は、軽自動車の取得割りに対して課すると規定、であります。第81条から次ページ35ページ中程の81条の10までは、環境性能割の導入に伴う新設規定であります。また、次の82条から36ページの91条までは、軽自動車税を種別割に名称変更することに伴う規定であります。しれから36ページの附則の最初でありますが、附則第15条の２は、軽自動車税の環境性能割について当分の間、県が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行う規定であります。一つ飛ばしまして、また、附則15条の４、当分の間、軽自動車税の環境性能割の申告書の提出先を県知事とするという規定であります。さらに、附則第15条の４は、町は県の軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務に要する費用を補償するため、徴収取扱費を交付するという規定であります。最後に、附則第16号は、軽自動車税のグリーン化特例

について、現行基準のまま適用期限を１年延長するものであります。以下、第２条、第３条は必要な関係附則の改正であります。以上で説明を終わります。

○議長　次に、議案第５号、物品売買契約の締結について、執行部の説明を求めます。民生課長。

○民生課長　65ページをお願いします。議案第５号、物品売買契約の締結について、説明します。本案件は、福賀診療所の超音波診断装置の更新に係るもので、現在の機械は、平成18年度に導入後、10年以上が経過し、故障の際の部品調達が困難となったことから、今回更新するものです。

更新に当たっては、11月24日に県内に営業所のある５社による指名競争入札を行った結果、有限会社ヤマグチエムイーが、消費税込みの750万6,000円で落札しましたので、これと契約したく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、ご議決をお願いするものです。以上で説明を終わります。

○議長　次に、発議第１号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について、説明を求めます。５番、西村良子君。ご登壇ください。

○５番　西村良子　それでは、お手元の資料に沿って朗読をさせていただきたいと思います。発議第１号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提案理由の説明を行います。

現在、全国の町村議会が抱えている問題の一つとして、地方議会の重要性が論じられる中、町村議会では、議員のなり手不足が深刻化しているところであります。昨年行われました統一地方選挙においては、全国928ある町村のうち、およそ４割に当たる373町村において議員選挙が行われ、うち２割以上に当たる89町村では無投票当選となり、中でも４町村では定数割れという状況でございました。

ご承知のとおり、議員を退職した後の生活の保障も基礎年金しかありません。

こうした状況において特に、今後の議会を担う若い世代の方に立候補を期待しても、サラリーマンの方々については加入していた厚生年金も、議員の在職期間は通算されず、老後に受け取る年金も低くなってしまいます。

住民の代表として、議会がこれまで以上にしっかり関わっていくためには、幅広い層の世代の方々が、議員をやろうと思うような環境づくりを行って行かなければならないと思います。そのためには、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることで、議意を志す新たな人材確保につながっていくと考えておりますので、この意見書への皆様方のご賛同をお願いし、提案理由の説明を終わります。

日程第10　議案第6号から日程第14　議案第10号

○議長　日程第10、議案第６号から日程第14、議案第10号まで一括議題とします。議案第６号、平成28年度阿武町一般会計補正予算（第３回）について、執行部の説明を求めます。総務課長。

○総務課長　68ページをお願いいたします。議案第６号、平成28年度阿武町一般会計補正予算（第３回）について、ご説明いたします。まず、第１条は、平成28年度阿武町一般会計の歳入歳出予算の総額に対して、今回の補正額は、2,630万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、31億9,859万3,000円とするものです。また、第２項は、歳入歳出予算の款、項の区分とその金額は、別冊補正予算書の第１表、歳入歳出予算補正のとおりとするものです。以上で説明を終わります。

○議長　続いて、説明をお願いします。説明は、歳出からお願いします。

９ページ、１款議会費から、議会事務局長。

○議会事務局長

（議会事務局長、議会費について説明する。）

○議長　続いて、総務課長

○総務課長

（総務課長、一般管理費、財産管理費、基金積立金、企画振興費について説明する。）

○議長　続いて、住民課長。

○住民課長

（住民課長、税務総務費、戸籍住民基本台帳費について説明する。）

○議長　続いて、総務課長。

○総務課長

（総務課長、海区漁業調整委員会委員選挙費、参議院議員選挙費、日本海海区漁業調整委員会委員補欠選挙費、指定統計調査費について説明する。）

○議長　続いて、民生課長。

○民生課長

（民生課長、社会福祉総務費、老人福祉費、臨時福祉給付金等給付事務費、臨時給付金事業費、児童福祉総務費、保健衛生総務費、診療所費について説明する。）

○議長　続いて、経済課長。

○経済課長

（経済課長、農業政策費、畜産業費、多面的機能支払交付金事業費、林業政策費、林業センター費、商工政策費、道の駅産業振興費について説明する。）

○議長　続いて、施設課長。

○施設課長

（施設課長、土木総務費、過疎対策道路事業費、住宅管理費について説明する。）

○議長　続いて、教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長

（教育委員会事務局長、事務局費、給食センター費、社会教育総務費について説明する。）

○議長　続いて、施設課長。

○施設課長

（施設課長、28災農地災害復旧事業費、28災農業用施設災害復旧事業費、28災公共土木施設災害復旧事業費について説明する。）

○議長　以上で、歳出の説明を終わります。続いて、歳入の説明をお願いします。３ページ、８款、地方特例交付金から、総務課長。

○総務課長

（総務課長、歳入について説明する。）

○議長　以上で歳入の説明を終わります。

○議長　次に、議案第７号、平成28年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第２回）について、執行部の説明を求めます。民生課長。

○民生課長　議案書の69ページをお願いいたします。議案第７号、平成28年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第２回）について、ご説明いたします。

今回の補正は、予算の総額に1,043万8,000円を追加し、予算の総額を６億7,929万8,000円とするものです。

（民生課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長　次に、議案第８号、平成28年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第２回）について、執行部の説明を求めます。民生課長。

○民生課長　議案書の70ページでございます。議案第８号、平成28年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第２回）について、説明し

ます。

今回の補正は、予算の総額に58万3,000円を追加し、予算の総額を6,826万6,000円とするものです。

（民生課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長　次に、議案第９号、平成28年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第２回）について、執行部の説明を求めます。民生課長。

○民生課長　議案書の71ページでございます。議案第９号、平成28年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第２回）について、説明します。

今回の補正は、予算の総額に６万2,000円を追加し、予算の総額を６億8,157万円とするものです。　（民生課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長　次に、議案第10号、平成28年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算（第２回）について、執行部の説明を求めます。施設課長。

○施設課長　議案書の72ページをお願いします。議案第10号、平成28年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算（第２回）について、ご説明いたします。

今回の補正は、予算総額に190万円を追加し、予算総額を６千199万9,000円とするものです。それでは、別冊補正予算書の71、72ページをお願いします。（施設課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長　以上で、議案説明を終わります。

日程第15　委員会付託

○議長　日程第15、委員会付託を行います。

お諮りします。ただ今議題となっております、議案第１号、阿武町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例から議案第10号、平成28年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算（第２回）までの10件並びに、発議第１

号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について、一括して、阿武町行財政改革等特別委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長　全員ご異議なしと認めます。よって、議案第１号から議案第10号までの10件、並びに発議第１号、については、一括して阿武町行財政改革等特別委員会に付託することに決定しました。

○議長　以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

○議長　なお、この後、午後３時から阿武町行財政改革等特別委員会が開催されますので、資料をご持参の上、委員会室へご参集ください。

○議長　本日は、これをもって散会とします。全員ご起立をお願いいたします。

一同礼、お疲れさまでした。

散　　会　　14時48分

地方自治法第123条第２項の規定により署名します。

阿武町議会議長　末　若　憲　二

阿武町議会議員　白　松　博　之

阿武町議会議員　中　野　祥　太　郎